

令和 4 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

2 月定例会
(2 月 1 4 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 1 号〉

令和 4 年 2 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 1 号 2 月 14 日（月）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名（3 番 竹内薫君、4 番 西澤博一君）	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第 1 号および議案 2 号上程（管理者提案説明）	3
議案第 1 号および議案 2 号（質疑ならびに一般質問）	5
16 番 安澤勝君 質問	5
取り下げられた議案第 3 号について	5
杉山建設推進室長 答弁	5
新ごみ処理施設の整備事業費について	8
杉山建設推進室長 答弁	8
事業者選定委員会設置について	11
杉山建設推進室長 答弁	11
5 番 角井英明君 質問	14
2 月定例会に議案第 3 号を提出しようとした理由	14
杉山建設推進室長 答弁	15
動物・植物の現地調査結果中間報告について	17
杉山建設推進室長 答弁	18
新ごみ処理施設の事業者選定および契約事務を適正に行うための発注者 支援業務と事業者選定委員会の関係について	19

杉山建設推進室長	答弁		20
ごみの減量と新ごみ処理施設整備の関係			21
杉山建設推進室長	答弁		22
和田管理者	答弁		24
7番 川岸真喜君	質問		25
斎場管理について			25
上林紫雲苑場長	答弁		25
15番 伊藤容子さん	質問		27
新ごみ処理施設整備基本計画について			27
杉山建設推進室長	答弁		27
6番 西澤伸明君	質問		36
発注者支援業務 1,379 万円について			36
杉山建設推進室長	答弁		36
新ごみ処理施設整備計画について			37
杉山建設推進室長	答弁		38
和田管理者	答弁		43
議案第 1 号および議案 2 号（討論）			45
5番 角井英明君	反対討論（議案第 2 号）		45
2番 堀口達也君	賛成討論（議案第 2 号）		46
6番 西澤伸明君	反対討論（議案第 1 号、議案第 2 号）		47
議案第 1 号および議案 2 号（採決）			49
閉会			49
付録			
全員協議会（令和 4 年 2 月 14 日）			50

2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第 1 号）

令和 4 年 2 月 14 日（月）

議 事 日 程

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 諸般の報告
 - 第 5 議案第 1 号および議案第 2 号上程
 - 第 6 議案第 1 号および議案第 2 号（質疑ならびに一般質問）
 - 第 7 議案第 1 号および議案第 2 号（討論、採決）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 諸般の報告
議員の異動について
 - 日程第 5 議案第 1 号および議案第 2 号上程
議案第 1 号 令和 3 年度（2021 年度）彦根愛知犬上広域行政組合
一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 2 号 令和 4 年度（2022 年度）彦根愛知犬上広域行政組合
一般会計予算
 - 日程第 6 議案第 1 号および議案第 2 号（質疑ならびに一般質問）
 - 日程第 7 議案第 1 号および議案第 2 号（討論、採決）
-

会議に出席した議員（19 名）

1 番	木 村	修 君	11 番	小 川	吉 則 君
2 番	堀 口	達 也 君	12 番	澤 田	源 宏 君
3 番	竹 内	薫 君	13 番	黒 澤	茂 樹 君
4 番	西 澤	博 一 君	14 番	長 崎	任 男 君
5 番	角 井	英 明 君	15 番	伊 藤	容 子 さん
6 番	西 澤	伸 明 君	16 番	安 澤	勝 君
7 番	川 岸	真 喜 君	17 番	河 村	善 一 君

8 番 西 澤 清 正 君
9 番 上 杉 正 敏 君
10番 林 利 幸 君

18番 竹 中 秀 夫 君
19番 杉 原 祥 浩 君

会議に欠席した議員（なし）

議場に出席した事務局職員

事務局 長 神細工 信 二
事務局 次 長 角 川 崇 生

事務局 副主幹 高 橋 大
書 記 荒 木 潤

会議に出席した説明員

管 理 者 和 田 裕 行 君
副 管 理 者 安 藤 博 君
副 管 理 者 有 村 国 知 君
副 管 理 者 伊 藤 定 勉 君
副 管 理 者 野 瀬 喜久男 君
副 管 理 者 久 保 久 良 君
会 計 管 理 者 廣 瀬 淳 君

事 務 局 長 神細工 信 二 君
総 務 課 長 角 川 崇 生 君
総務課長補佐 高 橋 大 君
紫雲苑場長 上 林 政 信 君
小八木中継基地場長 山 本 明 彦 君
建設推進室長 杉 山 暢 基 君
建設推進室主幹 宇 野 恵 士 君

午後 2 時 01 分開会

○議長（杉原祥浩君） それでは、ただいまから令和 4 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、19 名で会議開会定足数に達しております。よって、令和 4 年 2 月定例会は、成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（杉原祥浩君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。

議席は、ただいまご着席の議席といたします。13 番黒澤茂樹君。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、3 番竹内薫君、4 番西澤博一君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原祥浩君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

日程第 4 諸般の報告

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第 4、諸般の報告を行います。閉会中の議員の辞職の許可についての報告を行います。

去る令和 3 年 12 月 16 日に彦根市議会から選出の小川隆史議員から当組合議会議員の辞職願が提出されましたので、地方自治法第 126 条の規定により、議長において、これを許可しました。

日程第 5 議案第 1 号および議案第 2 号上程（管理者提案説明）

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第 5、議案第 1 号 令和 3 年度（2021 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）および議案第 2 号 令和 4 年度（2022 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の各議案を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（杉原祥浩君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（和田裕行君） それでは、まず、議案第 1 号 令和 3 年度（2021 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）の概要につきまして、ご説明いたします。

補正前予算総額 6 億 7,468 万 8 千円に対しまして歳入歳出それぞれ 2,586 万 6 千円を減額し、予算総額を 6 億 4,882 万 2 千円とするものでございます。今回の補正の内容につきましては、

歳入におきまして、歳出の減額補正により負担金を減額するもの。衛生使用料については、見込みに基づく斎場使用料の増額と中継施設使用料の減額をするもの。また、新ごみ処理施設に係る令和3年度の事業費の見直しがあったことによる国からの循環型社会形成推進交付金である国庫補助金を減額するものでございます。

歳出におきましては、議会開催回数の減に伴う議会費の減額。実績等の精査や入札の執行残による一般管理費と斎場管理費および投棄場管理費の減額。一般廃棄物処理委託業務について、当初見込み量よりも少ないことから、処理に係る費用や負担金について減額するなどの塵芥処理費の減額。塵芥焼却場費については、造成等実施設計業務を公募型プロポーザル方式により執行したことに伴い生じた執行残について減額するものでございます。また、債務負担行為補正につきましては、新ごみ処理施設に係る造成等実施設計業務において、公募型プロポーザルの実施により事業費が確定したことに伴い、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

続きまして、議案第2号 令和4年度(2022年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の概要につきまして、ご説明いたします。予算の総額は歳入歳出それぞれ5億1,478万7千円とするもので、日夏投棄場において

浸出水処理施設解体撤去工事を新たに計上するとともに、新ごみ処理施設整備事業につきましては、環境影響評価業務および造成等実施設計業務に係る経費を引き続き計上することに併せて、新ごみ処理施設の事業者選定および契約事務を適正に行うために、新たに発注者支援業務を計上した一方で、令和2年度から実施しておりました中山投棄場の閉鎖対策工事が完了すること。併せて、環境影響評価業務において令和4年度に実施する業務内容により、前年度と比べ1億4,587万2千円の減額となりました。

まず、歳入面は、各種事業に合わせた構成市町の負担金や事業実績等を反映させた施設使用料および国の補助事業に係る循環型社会形成推進交付金を計上いたしました。

歳出面では、紫雲苑、中山投棄場、日夏投棄場および小八木中継基地の各施設の適正な運営および維持管理に必要な経費を予算計上しました。紫雲苑においては、経年による火葬炉施設の修繕経費と休日等火葬業務委託料などを計上しました。また、小八木中継基地に係る塵芥処理費につきましては、施設の管理運営経費のほか、圏外民間処理業者の処理場に廃棄物を搬出し処分するための経費などを引き続き計上させていただきました。

以上が新年度予算の概要でございます。当組合の運営につきましては、各構成市町の財政状況、財政健全化に

向けた取り組み等十分に踏まえながら、引き続き圏域住民の皆様へのサービス向上に努めてまいる所存でございます。

以上が議案の概要でございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第 6 議案第 1 号および議案第 2 号（質疑ならびに一般質問）

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第 6、議案第 1 号および議案第 2 号の各議案を一括議題とし、各議案に対する質疑ならびに一般質問を行います。

発言の通告書が 5 名の方々から提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、16 番安澤勝君、5 番角井英明君、7 番川岸真喜君、15 番伊藤容子さん、6 番西澤伸明君とします。

なお、質疑ならびに一般質問は、一問一答形式でお願いします。

16 番安澤勝君。

○16 番（安澤勝君） それでは、2 月定例会に当たりまして、質疑ならびに一般質問をさせていただきます。

まず、大項目 1 番の取り下げられた議案第 3 号についてであります。2 月定例会で一度は議案として提案されようとした、新ごみ処理施設の設置位置を定めることにつき議決を求めることについてですが、なぜ今期の定例会に提案されようとしたのでしょうか。事務局の説明によりますと、今定例会で仮に議案が上程され、議会が議

決をしたとしても、施設完成時期を早めることはできないと説明を受けています。管理者会での協議内容を明らかにしてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 管理者会におきましては、事務局から事業の進捗と今後の事業スケジュールを説明する中で、当組合では地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に、新しいごみ処理施設の設置位置を定め、または変更することが定められていることから、彦根市都市計画課から現在の建設候補地が建設地となっていなければ、各市町の都市計画審議会におきまして、都市計画決定をすることが困難ではないかと指摘を受けていること。つまり、各市町の都市計画決定は当組合の環境影響評価書の公告、縦覧と併せて行われることから、環境影響評価手続きの最終段階の前に、建設地とする議会の議決が必要となることを事務局から説明しました。

また、来年度に設置予定の事業者選定委員会においては、令和 5 年 2 月に事業場所を記載した実施方針を公表する必要がある、この公表の遅延は施設供用開始の遅延に直結することと説明いたしました。このように事業を進めていく中で、愛荘町内に候補地を決定し条例が定められた当時と比べ、都市計画決定と建設地とすることとの関連性が明らかになったことや、彦根市清掃センターおよびリバースセ

センターの急速な老朽化と両施設の状況を鑑みますと、新ごみ処理施設の供用開始を予定どおり進めるためには、これまでの建設地とする時期を見直す必要があることを事前に管理者に説明し、管理者会において協議いただき決定されたものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） それでは、細項目2番にいきます。誰の発案だったのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 管理者に対する事務局からの事前の説明を基に、管理者が提案されたものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） では、なぜ先ほど話をさせていただいたとおり、この時期に設定をしたとしても、完成時期は令和11年度と当初から聞いておりますが、着地点は全く早まらないと聞いています。なぜ、拙速に物事を進めようとして、この議案第3号を提案されようとしたのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先の答弁で申しましたとおり、環境影響評価書の公告・縦覧よりも前に建設地とする必要があること。令和5年2月には事業場所を記載した実施方針を公表する必要があり、この公表の遅延は施設供用開始の遅延に直結することとなるため、現有施設の急速な老朽化が進む現状においては、新ごみ処理施

設の供用開始を遅らせることができないものと判断されたものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 再質問させていただきます。環境影響評価を1年以上前倒してという話だと思うんですけど、仮に今回提案されてないとしても環境影響評価の調査期間を前倒しにして結論を出すということに関して、法的に全く問題はないのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 環境影響評価につきましても、環境影響評価法および滋賀県の環境影響評価条例にのっとりまして、このまま事業を進めていくものでございます。建設地とすることにつきましては、当組合の独自の行為でありますので、環境影響評価法とは別の手続きとなり、法律に触れるものではないということでございます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） もう一度再質問させていただきます。法的には触れないということですが、前倒しをしたとしても造成であったり工事に着手することは可能なのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 環境影響評価法におきましても、環境影響評価の手続きが済まないという状態で工事に着手できないとなっておりますので、手続きの途中で建設地としたとしても、前倒して工事に着手できるというも

のではありません。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 分かりました。

それでは、細項目4番です。管理者会で時期尚早など異論は出なかったのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 管理者会では、異論は出ませんでした。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 管理者会で何も出なかったというよりも、これを議会運営代表者会議で聞いたときに、「なぜ、こんな時期にするんや。」と何人かの議員から発言がございました。我々議員が初めて聞いて代表者の中でも、「おかしいのでは。」という意見が出たにも関わらず、管理者会で全くそういうことが行われていなかったということに対して、非常に管理者会の在り方を疑う一言でございました。

では、事務局の説明では、申されたとおり議会運営代表者会議の意見を尊重したような説明でございましたが、取り下げられた真意は何か。管理者会での協議内容を明らかにしてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 本年1月26日に開催しました議会運営代表者会議において、圏域の二つの現有施設の現状を考えると、「建設を遅らせることはできない。事業を早く進めたい。」というご意見を頂戴した

一方で、「環境影響評価において、現状として対応できない課題や問題点がないとはいえ、今の時期に建設地とする提案は、周辺住民からも理解が得にくいのではないかと。今後、事業を円滑に進めていくためにも、環境影響評価の準備書の段階で提案してはどうか。」といったご意見をいただきました。また、「共通する上物のプラント等は別にしても、地盤改良や敷地整備等の事業費、積算根拠が示されない判断できない。」といったご意見なども頂戴したことから、管理者に代表者会議の結果を報告し、改めて2月1日の管理者会で協議いただいた結果、議員の皆様や周辺住民の皆様にご理解いただく材料を可能な範囲でお示しする必要があるとの判断に至り、取り下げを決定されたものです。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 今、建設推進室長の説明がありましたとおり、私も先ほど申しましたけれども、こういう意見が議員から即時に出ているにも関わらず、なぜ、管理者会でそういう意見が出なかったのか。本当に、わけが分からないという言い方しかないと思います。

では、次にいきます。取り下げについて管理者会で異論は出なかったのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 管理者会では、異論は出ませんでした。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16 番（安澤勝君） では、この点については、これで終わります。

大項目 2 番、新ごみ処理施設の整備事業費についてでございます。選定委員会の結論は、いずれの候補地も建設は可能との判断でした。ただし、地域によってかかる費用は違いました。つまり、お金さえかければどこでも何でも建てることは可能ということです。清崎地先の候補地は、当初、造成費 8.7 億円、用地取得 8.1 億円と見積もられ合計 16.8 億円。現状での試算では、造成費 24 億円。これは盛土および軟弱地盤対策費が含まれる経費でございます。用地取得費 3.2 億円。合計 27.2 億円。差額 10.4 億円の増額となっています。造成費だけでみれば、15.3 億円の増額です。まさに、お金さえかければ何でもできるの象徴です。候補地は軟弱地盤であることは明白であり、軟弱地盤でも建設は問題ないと本当に言い切れるのか。あるいは災害発生時、本当に大丈夫なのかという疑問は払拭できません。

そこで、細項目 1 番ですが、経費および地盤の問題について第 3 者機関の調査が必要ではないかと考えますが、見解をお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 軟弱地盤対策を含む造成費については、地質調査結果および造成等基本設計業務で検討した軟弱地盤対策等の内容を示したうえで、各プラントメーカーに対して見積りを依頼しましたとこ

ろ、複数のプラントメーカーからは造成等に係る見積書が提出されました。このことから、第 3 者となるプラントメーカーにおいて、当組合で検討した軟弱地盤対策で施設整備を進めることが可能と判断されたものと理解しております。また、施設整備事業費については、現在、プラントメーカーからの見積りを精査中ですが、事業者選定委員会では、予定価格の設定についても審議いただくことを想定しておりますので、ご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16 番（安澤勝君） 分かりました。

では、次に参ります。先に述べました、造成費や用地取得費のほかに搬入道路の整備、調整池さらには、プラント本体の価格は推定 200 億円とも言われています。そういった中、一体市町の負担額はどれほどのものになるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 施設整備費に対する各市町の負担割合は、人口割 80%、均等割 20%でのご負担となりますが、各市町の負担額については、現在、プラントメーカーからの見積りを精査中ですので、お示しすることができません。精査が終われば、循環型社会形成推進交付金の対象となる部分、また、交付税措置を受けられる額の概算費用も積算できることとなり、各市町の一般財源としての負担額をお示しすることが可能と考えておりますので、ご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 今、答弁の中で、プラントメーカーの見積りを精査中という答弁がございました。ということは、プラントメーカーはどこにするということが、決まっているのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今回、見積設計図書を依頼したプラントメーカーというのは、施設整備基本計画で処理方式と施設規模として同程度の整備実績がある複数社のメーカーに対して依頼をしたものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） では、複数社というのは何社であるのか。また、積算というのは、それぞれのメーカーによって特色があると思います。一つの方法ではないというふうに考えますし、例えば、プラントメーカーが特許なりを持っていたとすれば、他のメーカーは同じようなことができません。そういったことも含めて、どういう状況なのか説明をお願いします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 施設整備基本計画の処理方式はストーカ方式となり、施設規模は144トンから147トンと示されていますが、これと同じ実績があるメーカーは9社ございますので、その9社に依頼をしたものでございます。

積算に特色があるということでご

ざいますけれども、特許等については見積りの中で反映されているかどうか判断ができないものでして、見積りをいただいた中には、内訳が示されていないものであったり、設計の図面が出されていないプラントメーカーもございましたので、現在精査中ということでございます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 見積書を受け取られて詳細が分からない部分もあるという答弁だったと思うのですが、よく工事等を発注すると、一式いくらあるいは諸経費いくらという、わけの分からない見積書があります。そうしたことは、圏域の皆さんの税金でごみ処理施設を造っていく以上、しっかりとした内容を圏域の皆さんに示されることが重要だと思います。内訳が不明瞭なもので対応してもらっては困ると思うのですが、そういう部分に関して組会からメーカーに対して詳細な見積りを求めることは可能なのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今おっしゃっていただいたとおり、一式で出されているメーカーもありましたので、その部分についてコンサルを通じて確認中ということでございますので、お答えいただけるかについては、今のところ分かっていない状況でございます。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） やはり、しっか

りとした積算根拠を示してもらわないと圏域の皆さんに納得していただけないと思いますので、例えば、開示請求においてしっかりと明記されていることを望みますので、組合側からメーカーにきちっと話をさせていただきたいと思います。

それでは、3番にいきます。圏域の負担が益々増大するが管理者会の見解について伺いたいと思います。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 当初、候補地選定委員会において、応募地を比較するための評価項目とされた造成などの整備費については、地質調査や測量、調整池の検討を含む造成等の基本設計業務を終えていない状況において、既存の資料を基に、基本的な整備費を試算されたものです。よって、候補地が決定し地質調査などの結果を基に基本設計業務を実施すれば、整備費が増額となることが想定されるものでございます。また、施設整備費については、当時のプラントメーカーからの見積りを平均したものであり、東京オリンピックの開催や新型コロナウイルス感染症が蔓延したことによる建設資材の高騰。働き方改革による建設業界での労務費の高騰などが伝わるように、社会情勢による建設費等への将来的な影響を想定されたものでもございません。ただし、現段階で積算される費用については、設計額や見積額ベースのものであり、将来的に入札を執行することで、安価になる

ものと想定しています。とは言うものの、圏域住民の負担を軽減するためにも、施設規模を可能な限り小さくし、建設費用を低減できるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長(杉原祥浩君) 安澤議員。

○16番(安澤勝君) 圏域の負担を軽くするということは、良いことだと思いますが、規模を小さくするという答弁がありました。通常のごみ処理をするに当たっては、最低限の施設ということで理解できるところですが、昨今いろんなところで災害が起きております。豪雨や地震や盛土が崩れたとかいろんな災害が想定されますが、1市4町で災害が起きたときに、がれきの処理をするには、ここに頼るしかないと思うんです。そうしたときに、通常のごみ処理プラス膨大ながれきの山ができる。全く稼働しないということとは、想定内にしておくことが必要だと思います。やはり、小さくするのではなく、ある程度余裕をもった災害時に対応ができる施設を造らないと、これから30年、40年使っていくわけですから、そういう部分も含めて規模をしっかりと見直していただきたいと思います。それについての見解を求めたいと思います。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 災害時のがれきの発生はかなり多いと思います。ただし、発生したがれきについては、当圏域内で最終処分場がない

ことから、最終処分は民間や圏域外で処分することになります。燃やすごみ、例えば畳であったりは、粗大の施設で破碎して焼却する必要があります。もし、災害が起きたときに廃棄物を処理できる余力として、通常の廃棄物処理量の10%にあたる量を余力として加えた施設規模としたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 少し分からないので教えてほしいのですが、通常の処理能力プラス10%あればいけるという答弁だったと思うのですが、10%の余力で圏域15万人ほどに対して、災害時に発生する処理物はどれくらいで処理が完了されるのか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 災害で廃棄物全てを当圏域で処理しようしますと、何十年という期間がかかってしまいますので、一部の災害廃棄物は新しいごみ処理施設で焼却することで、復興を少しでも早めていくということでございますので、多くは民間等で処理をするかたちになると考えております。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 災害時にはしっかりと対応できる施設にしておいてください。

では、次に大項目3番に入ります。事業者選定委員会設置についてでございます。事務局の方から話を伺いますと、軟弱地盤対策は地上のごみ処理

施設を支える杭、地中の基礎となる部分、すなわち、地中の工事についてはごみ処理施設本体のプラント設備の一部として見積りされると仄聞しています。つまり、通常建物は地面の上に地中に基礎を置いて地面の上に建つと我々は理解をしているのですが、清崎地先で新ごみ処理施設を造ろうとすると、5.3ヘクタールのところに本体が建つのが例えば、3ヘクタールとすると、3ヘクタールの中に軟弱地盤を突き進んで支持層といわれる岩盤まで何十メートルも柱を打っていく、簡単にいうと高床式住居のような建物になると理解をしております。弥生式の住居のようなものだ聞いております。それで、果たしてもつのかなと考えているところですが、事業者選定委員会の事業内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 当該委員会は、新ごみ処理施設の整備および運営事業を民間事業者へ包括委託するに当たり、民間事業者の選定を公平かつ適正に実施することを目的に設置するものです。業務内容としては、事業者の公募に必要な書類である実施方針、要求水準書、落札者決定基準等の各種書類の内容と参加する事業者から提出される参加資格関連書類、提案書、事業費等の審議を行っていただきます。特に提案書は、落札者決定基準に基づき客観的な評価を行っていただくものです。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 内容は分かりました。では、委員会メンバー構成およびメンバー選定基準について伺います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 委員会の構成としては、学識経験者と当組合の構成市町の代表職員および現有施設の所長を含む10名程度の委員会を想定しております。

選定基準というものではございませんが、学識経験者としては、ごみ処理施設の建設という面では工学部の教授、循環型社会の形成という面で環境関連学部の教授、民間事業者への包括委託という面から経済学部の教授を想定しており、必要に応じて環境学習機能の付属や地域振興等機能の付属といった面に精通した学識経験者にも就任をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 学識経験者が3人くらいと市町の代表職員ということですが、学識経験者というのは、いろいろな考えの学者の方がおられると思います。こうした学識経験者の選定基準は、いかなるもののでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 選定基準というものは、想定をしておりますが、例えば工学部の教授については、ごみ処理施設の整備に精通された方を考えております。また、他の自治

体において事業者選定委員会の委員を務められた方について照会をかけていきたいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 選定委員会のメンバー構成によっては、導く答えが変わってくると思うんですよ。例えば、アンケートを実施するにしても、アンケートの設問の仕方で答えが自ずと変わってきます。そういうことからして、しっかりと選定委員のメンバーを選ぶ際には、きちんとした基準を示していただかないと、例えば右ばかり向いている人ばかりだと右の方しか進みませんし、左を向いている人ばかりだと左にしか進みません。しっかりと中間で判断をしていただける方を選んでいただきたいと思います。

では、次にまいります。委員会は公開で開かれるのか。また、その委員会の傍聴は可能なのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 委員会の公開・非公開については、委員長と組合事務局との協議により決定することを想定しており、適正な競争入札を行うためには、会議を非公開とされる場合もあるものと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） あまり非公開にする必要はないと思います。そこは、これからされることなので、意見として申し上げておきます。

次にまいります。委員会の協議内容

は、議会に開示するのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 委員会の会議結果の要旨は、原則公開とすることを考えています。ただし、公開することが不適切なものは、全部または一部を非公開とすることになるものと想定しております。

○議長(杉原祥浩君) 安澤議員。

○16番(安澤勝君) できるだけ議会には、公開していただきたいと思います。

では、委員会の決定権はどこにあるのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 当該委員会では、プロポーザル方式により各プラントメーカーから提出される提案書を審議し、候補事業者を選定いただくところまでとなります。

○議長(杉原祥浩君) 安澤議員。

○16番(安澤勝君) 事業者の選定ということは、仮に先ほど9社のプラントメーカーへ見積りを依頼したとお伺いしております。例えば、9社のプラントメーカーが見積りを出してきてどこにしようかと1者に決められるのがこの選定委員会のお仕事なのではないでしょうか。あるいは、それぞれの特徴に応じて、こういうやり方であればここがいいですよと複数社を選定されるのか、そのあたりは、どのように決定権を持っておられるのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) プラントメーカーから提出される提案書につきましては、価格の他に我々が求める施設整備の内容について独自の提案内容が含まれているようなものでございます。それを委員会において、評価いただき最終的に1者に決めていくものでございます。

○議長(杉原祥浩君) 安澤議員。

○16番(安澤勝君) 仮に1者に絞る決定権があるのであれば、いろいろな問題が裏で起きている可能性も無きにしも非ずということで、疑っていかないといけない部分もあるので、そのあたりは、管理者会等でもしっかりと管理をしていただきたいと思います。

では、管理者会との関係性についてお伺いしたいと思います。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) ごみ処理施設の整備に関しては、専門的な知識を有する必要があることから、学識経験者を含む委員会で審議いただくものであり、審議いただいた結果を管理者会へ報告するという関係性になります。

○議長(杉原祥浩君) 安澤議員。

○16番(安澤勝君) では、最後にいきます。最終的に事業者決定は、議会の議決事件として取り扱うのでしょうか、お伺いします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 彦根愛知犬上広域行政組合議会の議決に付すべき契約および財産の取得また

は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5千万円以上の工事に係る契約については、議会の議決に付さなければならないものとなっています。よって、新ごみ処理施設の整備を請け負う事業者の決定については、最終的に議会の議決事件として取り扱われることとなります。

○議長（杉原祥浩君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 最終的に議会の議決が必要ということは、分かりました。その時の説明として、しっかりとした事業費、例えばプラントが200億円とか造成費がいくらとか、この時点では金額がほぼ明白になっていて、事業を進めていくに当たっていくらいるというのではなくて、事業をしていくイコール予算規模がはっきりと見えないと議会として審査できません。そのへんは、物事があって後からお金がついてくるとなると冒頭申し上げましたとおり、お金さえあれば何でもできるとなってしまいますので、必ず事業の予算と内容が同時に議会に提示していただきますことを最後にお願ひしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉原祥浩君） 続きまして、5番角井英明君。

○5番（角井英明君） 大項目1です。2月定例会に議案第3号を提出しようとした理由。議案第3号は、2日の全員協議会の前に取り下げられました。候補地の決定は、当初の予定どお

り、「環境アセスメントを終了してからにするべきだ。」という住民からの声を聞いた賢明な判断だったと思います。しかし、提出されたことは事実です。住民の中からは、「環境アセスメントの途中に建設地の決定を行うことは、今までのスケジュールやルールに反する。建設候補地は軟弱地盤であり、その対策は十分に考えられているのか。対策を含め施設建設の経費も明らかになっていない中で建設地の決定を行うことは、圏域の住民の財政負担を招きかねず、住民の負担軽減を政治信条にされている管理者の政治姿勢にも反することになる。」等の声があり広域組合議員からは、「住民からの負託を受けている議員として、環境アセスメントの途中では、責任を持った決定地の採決はできない。」という声があがっていました。

中項目の1です。環境アセスメントについての見解。

細項目の1です。環境アセスメントの途中の決定はできるのか。環境アセスメントの配慮書と方法書の段階が終わりましたが、まだ準備書、評価書の段階が残っています。当初のスケジュールでは、評価書の終了予定は2023年9月末です。「環境アセスメントとは何か」という本には、「最終的に評価書が事業者により公表されて、事業の許認可を得ることになる。」とあります。調査が終了して施設建設が環境に大きな負荷をかけないと分かった段階で初めて建設候補地が建設地に

決定できるのではないのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 環境影響評価法第31条第1項では、事業者は評価書の公告を行うまでは、対象事業を実施してはならないことが定められていることから、それまでの間は、対象事業地の環境を改変してはならない、つまり工事に着手することはできないとなっております。よって、事前の手続き的な準備行為を制限するものではなく、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に定められた、新しいごみ処理施設の設置位置を定め、または変更することについての議案を上程し、議決を得ることは可能であると考えており、このことは、あくまでも当組合における独自の準備行為であり、環境影響評価法とは別の手続きとなるものでございます。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 環境アセスメントというのは、1960年代に日本で4大公害事件とか環境に負荷をかけるということで起こって、そういう過去の反省とかこれからの将来世代のためにもなるとても大事な法律だと思います。環境アセスメントを守るということをはずしては絶対ならないことだと考えるのですが、見解をもう一度お願いします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 環境影響評価の手続きにつきましては、最

終的な評価書の段階までこれから進めていくというものでございますので、法律を守ってやっていくということでございます。手続きが終わらないと建設工事は進められないというものでございますので、よろしくお願いします。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) ということは、最後の段階で建設地に決定してもいいのではないのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 先の安澤議員の答弁でも申しましたとおり、現在、彦根市の都市計画をはじめ各市町の都市計画担当者との会議で協議をしていますが、その中で建設地とすることについて、当組合において建設地とする条例が定められていることから、都市計画決定をされる際に建設地となっていないと、各市町の都市計画審議会でも都市計画決定をされることが難しいのではないかとというご指摘をいただいております。都市計画決定が環境影響評価書を公告と縦覧を併せてされることになりますので、それよりも前には必ずしていかなければいけないということでございます。

また、来年度に事業者選定委員会におきましては、令和5年2月に実施方針を公表する必要があると思いますが、それが事業場所を表示したものになりますので、それまでに建設地としていく必要がありますので、よろしくお願いします。

いたします。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 細項目の2へいきます。環境アセスメントの途中での決定は、アセスメントの信頼を低下させるのではないか。日本の環境アセスメントは不十分だと言われますが、専門家の指摘や住民の批判を受け入れることで、環境への負荷をなくす事業にしていくことが環境アセスメントの本来の意義です。今回、議案第3号を取り下げないまま、環境アセスメントの途中で建設地の決定を行っていたら、環境アセスメントの本来の意義を損ね、環境アセスメントの信頼を低下させることになったと考えますが見解をお願いします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今ほどお答えしましたとおり、当組合における建設地を決定する行為は、環境影響評価法とは別の手続きと考えております。環境影響評価法第31条第1項の規定により、事業者は評価書の公告を行うまでは環境影響評価の途中で建設地とした場合であっても、工事に着手することはございません。今後も環境影響評価法および滋賀県環境影響評価条例の規定にのっとり、準備書に対する住民の意見、大気や動植物などの学識経験者から構成される滋賀県環境影響評価審査会の意見、滋賀県知事の意見には適切に対応し、それらを反映した評価書を縦覧・公告することから、環境影響評価の信頼性を低

下させるものではないと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 県知事や学識経験者の意見を聞く機会があると思うので、その時に建設候補地が建設地として相応しくないという意見があれば、先行きが変わってくるので、今の段階の決定は時期尚早だと考えるのですが見解をお願いします。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。大分質問から外れてきましたので、次にいってもらいたいと思います。

○5番（角井英明君） 細項目の3にいきます。地域住民の声を聞いた環境アセスメントが必要では。環境アセスメントとは、開発行為などの意思決定の前に事業者が環境配慮のための対策を社会に公表することで自主的に環境配慮を行うものです。環境に配慮したさまざまな案、代替案を比較検討して、最適なものを選択するものです。最適案の選択には評価が必要で、適切な評価をするためには、環境配慮への住民の参加が必要条件になります。大気や水などの環境汚染や生態系の判断には専門家の科学的知見が必要ですが、景観や身近な自然との触れ合い、歴史的文化的価値等の判断には地域住民の参加が必要です。ごみの半減に取り組むことで処理施設の小規模化は可能だ。そうすることで住民の費用負担も減らせる、気候危機にも対応できると主張する市民団体もあります。こういった声を聞くことが適切な評

価につながるのではと考えます。公告・縦覧、意見書公募、住民説明会等が実施されていますが、西清崎を建設候補地として事業が進められていることを知らない住民は多いです。彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画の意見公募が行われています。これと一体に新ごみ処理施設整備基本計画の進捗状況を周知徹底して、広く地域住民の声を聞くべきだと考えます。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 地域住民の声を聞くことについては、滋賀県環境影響評価条例においては、環境影響評価の手続きとして、計画段階環境配慮書にあっては、一般の環境の保全の見地から意見を求めるよう努めなければならない。また、方法書および準備書については、環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し意見書を提出することにより、これを述べるができるとの規定があり、条例上の図書の公告・縦覧の手続きの中で、住民意見の声が事業者に届くことが担保されています。既に手続きを終えている計画段階環境配慮書および方法書に対しては、地域住民の皆様からのご意見も頂戴し、以後の環境影響評価業務にその意見を整理、検討し反映させていただいております。このほか方法書および準備書については、事業者に対し住民説明会の開催を義務化されており、これら条例上の手続きを行うことにより、地域住民の声を聞いた環境アセスメントの

実施ができるものと考えております。こうしたことから、現在、作成を進めております準備書についても同様に、図書の公告・縦覧とともに住民説明会を開催し、地域住民の皆様からの声をお聞きして、いただいた意見を反映した評価書を作成していくこととなりますので、ご理解願います。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 僕も住民説明会に参加したことがあるんですけど、荒神山神社のすぐそばの施設ですの、そういうことに違和感があるという声もあったと記憶してるんですけど、そういった声が僕の感じでは、深まったように思えなかったの、これから準備書や評価書の段階では、ぜひ住民の意見を取り入れて良い環境アセスメントになるように努力していただきたいと思います。

大項目の2にいきます。動物・植物の現地調査結果中間報告についてです。2日の全員協議会で現地調査の結果、準絶滅危惧種のオオタカの営巣地が処理施設予定地の近くで確認されたという報告がありました。オオタカは、里山の生態系の頂点に立つもので、生物多様性の象徴的な存在です。建設推進室は、オオタカの繁殖期である春から夏にかけての工事を低音で行うことで対応できるといいます。しかし、2002年の東京都八王子市の例では、毎年3羽のふ化が見られたのに、首都圏中央連絡自動車道のトンネル工事の騒音と振動で営巣地から姿を消すと

ということが起こっています。オオタカは 2017 年に絶滅危惧種の指定が解除されていますが、里山の生物多様性を象徴する種であることは変わりません。

中項目の 1。オオタカ営巣地への対応策について。

細項目 1。1 市 4 町でのオオタカの生息状況は。各地で里山が失われていることを考えると、オオタカの生息地や個体数は減っていると思われます。荒神山以外での 1 市 4 町のオオタカの生息状況はどうなっているのでしょうか。単独で里山を形成している荒神山のオオタカは、希少価値の高い存在ではないでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 滋賀県で大切にすべき野生生物滋賀県レッドデータブック 2020 年版では、当圏域における繁殖の記録として、彦根市と多賀町が記載されています。また、特記事項には、近年は西日本でも繁殖地が拡大しており、県内でも繁殖が確認されている地域は年々広がりつつあり、県下全域が繁殖地であるとも言える状況になりつつあると記載されています。こうしたことから、滋賀県のレッドデータブック 2005 年版で絶滅危機増大種に指定されていたオオタカは、2010 年版では希少種に位置付けられております。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5 番(角井英明君) 多賀町の役場にオオタカのはく製があると聞いて

ますので、一度見てみたいと思います。

細項目の 2 です。工事の低音対策で十分か。音にも敏感だと思いますが、排出される大気質も問題です。営巣地を放棄すれば、取り返しがつきません。環境アセスメントのポイントの一つは、現在世代だけでなく将来世代へも配慮することです。里山の生物多様性を壊すおそれがあります。人への大気質の影響は詳しく測定していますが、動物への影響をどう考えているのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 全国的には、低騒音型の重機の使用や防音シートの使用、あるいは、営巣するよりも前から工事の音に慣らすような工事スケジュールとする手法で対応されている事例がございます。本来、オオタカは、テリトリーの中に三つ程度の巣を所有し、営巣する年の周辺環境によって、その年に使用する巣を変えするという習性があります。今回、確認された場所は天満天神社の山手側ということですが、以前には、荒神山の稲里町側で繁殖行動が確認されているという情報があり、ここの個体については、最低でも 2 か所の巣を所有しているものと思われます。今月から 2 期目の猛禽類の繁殖状況調査を行います。この個体が稲里町側の巣で繁殖するのが確認されれば、工事期間中は、騒音等の影響がない場所で繁殖するという可能性が明らかになります。

また、天満天神社では例年４月に太鼓祭り、荒神山神社では６月に水無月祭が催されますが、確認された巢は、以前から使用されている古いものであり、これら祭りで発生する音や人にも慣れているものと思われることから、低騒音型の重機等の使用で対応が可能と判断しています。

また、排ガスによる動植物への影響については、一般的に人体への影響がないレベルであれば、動植物にも影響は生じないものと考えられますが、滋賀県環境影響評価審査会でも指摘いただく可能性もあるため、全国的な事例について確認してまいります。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○５番（角井英明君） 営巣地のすぐそばが建設候補地ですけど、今は田んぼがあって開けたところですけど、そこに大きな建物が建つとオオタカにとっては圧迫感があり巣が二つあったとしても、そこは狩場なのでどう考えておられるのか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 昨年の２月頃から進めました現況調査において、オオタカの繁殖は一つのペアしか確認されておりません。荒神山は琵琶湖や曾根沼にも隣接しており広大で豊かな森林を有していることから、普通であれば２から３ペアの生息のポテンシャルがあるものと考えているのですが、仮に現在の営巣地に影響が及ぶようなことがあったとしても当該ペアが荒神山を放棄するとい

うことは想定されにくいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○５番（角井英明君） 里山というのは、人間が自然と交流して作り上げてきたものであるもので、大切にしていきたいと思います。

大項目の３にいきます。新ごみ処理施設の事業者選定および契約事務を適正に行うための発注者支援業務と事業者選定委員会の関係について。2022年度一般会計予算案の概要によれば、新ごみ処理施設の事業者選定および契約事務を適正に行うため、幅広い知識と経験、高度な専門能力を有する者の支援を受けるため、発注者支援業務を計上したとあります。22年度は1,397万円、23年度から24年度にかけて債務負担行為として限度額2,592万7千円が計上されています。全員協議会での説明では、発注者支援業務を支援する選定委員会の３人の委員に、ごみの資源化、プラント、運営・経営に詳しい学識者を選ぶとしています。学識経験者も大事ですが、ごみの半減に地域住民が一丸となって取り組むことで施設も半分の規模にすることができるといふ提案を行っている地域住民の団体があります。学識者に加え、こうした住民も入った風通しのよい選定委員会こそ必要だと考えます。

中項目１。発注者支援業務について。細項目の１。22年度予算1,397万円の内訳と債務負担行為で行う事業の内容を教えてください。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 発注者支援業務は、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備・運営事業の事業者を選定するための支援業務です。委託期間は令和4年度から施設整備・運営事業の事業者が決定される令和6年度までとしており、そのうち、令和4年度は事業者選定方式の設定、事業者選定委員会の運営、特定事業の選定、実施方針の作成などの支援業務としています。また、令和5年および6年度については、事業者選定委員会の運営支援を継続するとともに事業者募集に関する書類の作成や事業者選定の事務、協定・契約に係る支援などの業務を行うこととしています。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 再質問ですけど、発注者支援業務とは、そもそもどんなところに業務を委託するのを想定されているのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) この業務につきましては、他の地方公共団体においても廃棄物の処理整備事業であったり、PFIの事業方式に関する幅広い知識や高度な専門知識を有する者に委託していくものと考えておりまして、そうした業務を行うことのできるコンサル業者になります。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 再質問です。インターネットで調べてみると発注者支援業務について官から民への流

れと官公庁の人員不足を背景に東日本大震災以後、増加している業務。震災の復興作業やインフラ老朽化整備工事を民間会社が建設コンサルタント業務として行うと説明されていましたが、専門的なことを行政組合でするには、なかなか難しいと思いますが、建設推進室や1市4町でやることは不可能なのか教えてください。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) ごみ処理施設の整備という面に関しましては、1市4町の建設関係部門において、これを進めることは困難であると考えております。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 細項目の2です。事業者選定委員会設置要綱作成はどこが行うのか。2月定例会での事業者選定委員会設置要綱の提案はありませんが、事業スケジュールでは要綱に基づく委員選出・就任依頼の結果報告が8月の定例会に予定されています。広域議会での審議と承認は必要がないのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 当該委員会の設置要綱については、現在、当組合において他事例を参考に準備を進めている段階でございまして、就任いただく委員等については、令和4年8月組合議会定例会の全員協議会にはご報告できるように進めてまいりたいと考えております。なお、設置要綱の策定については、議会の承認を

得るものではございませんので、ご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 細項目の3です。事業者選定委員会に市民の参加を考えるべきではないか。先ほど、安澤議員の質問にあったかと思うのですが、学識経験者が右と言えば右、左と言えば左という、それをしっかりと方向づけるためにも、市民の参加も考えるべきではないかと考えますが、見解をお願いします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 事業者選定委員会については、他市等の事例を参考に施設建設面の分野、資源循環や環境面の分野、民間事業者への包括委託に係る経済面の分野において知識、ノウハウを有する学識経験者や当組合の構成市町の代表職員および現有施設の所長を考えており、市民の参加については考えておりません。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 再質問ですが、都市計画審議会の話は先ほど出たのですが、僕も議員として参加していますが、都市計画審議会では学識経験者、議員、いろんなところの代表者そして市民も何人か参加されています。そこまでこの選定委員会を大きくする必要はないと思いますが、市民が入ることで施設整備計画がスムーズに進むかと思うのですが、もう一度見解をお願いします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 事業者選定委員会については、ごみ処理施設の整備ということで、事業整備に関する知識やノウハウを有している学識経験者でないと難しい部分があるかと考えております。先ほど、ごみの減量についてはこのような場で議論すべきというようなことをおっしゃっていただいたと思うのですが、この事業者選定委員会については既に施設規模を設定した段階において施設の規模を満たすような設備等の内容を決定していただくものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5番（角井英明君） 大項目の4に入ります。ごみの減量と新ごみ処理施設整備の関係。15%のごみ減量目標でも厳しいと考えている。焼却施設を小さくして、ごみの減量が進まなかったとしたら問題だという建設推進室の考えを聞きました。一方、2日の全員協議会では、減量目標に合わせて規模を縮小していきたいと考えているという発言がありました。1市4町のごみ問題、気候危機、地球環境等、真剣に考えている証拠だと受け止めました。若い世代や地球環境を考えれば、ごみの半減を打ち出し、その場合の建設費の試算を公表して、広く住民の声を聞くべきだと考えます。30年近くを要しているごみ処理施設計画です。いままでの貴重な時間と広域組合の多大な尽力を活かすためにも、ごみの半

減とそれによる焼却施設の縮小へと踏み出すべきだと考えます。

中項目の1。15%のごみ減量と焼却施設の規模。

細項目の1。15%のごみ減量をしたときの施設の規模は。彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画に1市4町で容器包装プラスチックの資源化に取り組むことが明記されました。このことで焼却施設の規模は、144トンになります。一方、2031年度には2019年度の実績値から15%のごみ減量を目標とすると述べています。15%のごみ削減をすれば、焼却施設の規模は144トンより小さくなるのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 1市4町のごみ分別方法統一化等検討委員会においては、令和11年度での新ごみ処理施設供用開始を視野に入れ、令和元年度の廃棄物量実績を最新とした過去5年間の実績および各市町の総合戦略人口ビジョンの将来人口推移を基に、将来的な圏域内の廃棄物量を推計されました。その推計を用いて新ごみ処理施設において、容器包装プラスチックを資源化する場合の熱回収施設の規模を試算すると、日量161トンの規模が必要とされました。この結果は、当組合の施設整備基本計画で示す容器包装プラスチックを資源化する場合の熱回収施設規模となる日量144トンを上回ることから、検討委員会では、当組合がこれまでに開催した住民説明会などで頂戴した施

設規模を小さくするべきとの意見を尊重し、当初の施設規模程度になるよう令和13年度での減量目標を令和元年度から15%削減とし、令和11年度では12.5%削減とされました。この減量目標に沿った施設規模は、日量142トンとなりますが、これは容器包装プラスチックのみを資源化する場合の熱回収施設の規模であり、現在、パブリックコメント中の一般廃棄物処理基本計画では、現状の圏域において焼却または埋立されている硬質プラスチック類などについても資源化する方針とされていることから、日量142トンより若干でも規模を小さくできるものと考えており、現状の圏域において焼却されていると思われるプラスチック類の量について、現在、試算しているところです。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) もう一度答弁をお願いしたいのですが、プラスチックを分別することで161トンの処理施設が必要になって、でもそれは当初の予定より大きいので、僕の理解では15%減らすことで144トンになるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) いまおっしゃっていただきましたとおり、令和元年度の各市町の実績を基に、改訂された総合戦略ビジョンの将来人口の推移を使って令和11年度におけるごみの量を推計されましたところ、この圏域においてはプラスチックを

資源化する場合の熱回収施設として
日量 161 トン必要であると示して
いただきました。それは 144 トンより
かなり上回るということで、検討委員
会の方ではこの規模に近い数値とな
るよう減量目標を設定いただいたとい
うものでございます。その目標が達成
されるということで試算しますと、日
量 142 トンという施設になるのです
けど、これは容器包装プラスチックの
みを分別資源化するということですが
、パブリックコメント中の一般廃棄物
処理基本計画では、4 町では硬質の
プラスチックは現在焼却されているの
ですが、これを資源化し焼却しないと
示されておりますので、その分焼却
量が減るものと試算をしているので
ございます。142 トンよりはもう少し
小さくできると考えているところ
です。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5 番（角井英明君） 明日で、意見
の公募が終了となる一般廃棄物処理
基本計画なんですけど、僕も一応目
を通したんですけど、先ほど建設推
進室長が言われたことは明記されて
いるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 私が
申しました内容についても検討委員
会で 15%削減された理由についても
記載されていると認識しております。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5 番（角井英明君） 中項目の 2
です。ごみ半減と焼却施設の規模。

細項目の 1。ごみ半減を目標とした
ときの施設規模は。地域住民がごみ
半減に取り組むことで、新しい施設
の規模を小さくすることが可能だ。
財政負担も減らせる。こういった声
が地域住民から上がっています。自
分たちが出しているごみのことを自
分たちの問題として考える。住民自
治の一步だと思います。ごみ問題に
真剣に取り組むことは自治の力を高
めることになります。ごみを半減し
たときの焼却施設の規模はどれくら
いになるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 燃や
すごみが半分になれば、日量 70 ト
ン程度の施設規模になると考えま
す。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。

○5 番（角井英明君） ごみゼロウ
ェストホームという本を見たのです
けど、できるだけごみを出さない。
はじめから、ごみになるようなもの
を買わないとか徹底されている方
で、1 家 4 人で 1 年間で出したご
みが小瓶に 1 杯くらいだと言ってい
ます。本当にごみの半減に 1 市 4
町の地域住民がやろうと決めたら
、できないことはないと思います。
自分の生活を考え直したり、気候
危機の解決にもつながっていくよう
に思います。ごみの半減を打ち出
してその規模に合った施設の建設
は考えられないでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 角井議員。そ
れは、2 番の問題になるかと思う
のですけど。

○5番(角井英明君) 細項目の2番にいきます。ごみの15%削減を超えるごみ半減にむけて取り組むべきでは。世界中で異常気象を引き起こす地球温暖化は危機的です。CO₂の削減は急務です。国連は2030年度までに2010年比で45%削減の目標を立てています。50%から60%台の国もあります。日本は42%、滋賀県は39%です。いま意見公募中の彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画でのごみ減量は、2031年度に2019年度の実績値から15%の減量としています。これでは低すぎるのではないのでしょうか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 廃棄物の減量目標設定については、各市町の所掌事務となりますが、15%削減を超える厳しい目標を掲げていただき、その数値に基づいた施設規模とした場合、減量目標が達成できなかったときには、施設で処理しきれない廃棄物を民間で処理することとなり、莫大な費用が必要になるものと考えます。よって、各市町には、住民にご理解・ご協力いただける取組を実施いただき、実情に沿った減量目標を設定いただくべきであると考えます。今回、15%の減量目標を掲げていただいておりますが、これまでの圏域内での一人当たりの廃棄物量の推移は微増傾向であり、この目標設定は厳しいものであると思われますが、目標を掲げていただく以上、今後、各市町においては、目標の達成に向けた廃棄物減量の取

り組みを強化いただくよう、お願いしてまいります。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) 15%の削減でも難しいという答弁だったと思いますが、ごみの半減で1市4町の財政負担が減りますし、そのことについて反対する地域住民はおられないと思います。環境意識の高い自治体として若い人達を中心として共感や支持が広がると思います。人口減少対策の柱になっていくのじゃないかなと思います。そのことについて、最後に管理者の見解を求めます。

○議長(杉原祥浩君) 管理者。

○管理者(和田裕行君) ごみ半減の目標を設定し、それをごみ処理施設まで反映させるには時間がかかると思いますが、広域の管理者会で今後もどういったかたちでごみが減量できるかしっかりと議論し、できる限りごみは減らしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(杉原祥浩君) 角井議員。

○5番(角井英明君) ありがとうございました。

○議長(杉原祥浩君) それでは、コロナ対応としまして、10分程度換気と休憩をとらせていただきます。

〔午後3時30分休憩〕

〔午後3時43分再開〕

○議長（杉原祥浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番川岸真喜君。

○7 番（川岸真喜君） それでは、斎場管理について質問をさせていただきます。斎場の業務といたしますのは、亡くなられた方のご遺体をだびに付すという大変な業務に携わっていただいております。細かな質問になるのですが、令和4年度一般会計予算書8ページ、歳入の斎場使用料の収入のところですけど、細項目の一つ目、斎場使用料のその他として、表の一番下のところですけど、管外利用者等のところの欄が件数と一件当たりの使用料が明確に書かれておりません。合計の金額 292 万 3 千円の金額が書かれているのでその詳細説明について求めたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上林政信君） 紫雲苑における令和4年度当初予算斎場使用料のうち、その他の管外利用者等についてでございますけども、この中には1市4町の構成市町に住所を有しない管外利用者となる方の火葬や霊安室、待合室の利用料等について計上しております。その内訳としまして、管外の13歳以上の方の火葬が1件当たり8万円で34件の計272万円。管内の産汚物および人体の一部の火葬が5千円の7件で、3万5千円。管内の方の霊安室使用料が5千円の25件で12万5千円。同じく、管内の方の待合室利用料が1千円で38件で3万

8千円。そして、管外の方の待合室利用料が5千円で1件を見込んでおり、計105件の292万3千円でございます。

○議長（杉原祥浩君） 川岸議員。

○7 番（川岸真喜君） ありがとうございます。次の細項目2の質問にいきます。この斎場使用料が徴収できなかったことは過去にあるのでしょうか。例えば、親族がおられないとか無縁など様々な理由で徴収できないことはあるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上林政信君） 紫雲苑の使用料につきまして、斎場の設置および管理に関する条例および同条例施行規則により前もって納めること、また、使用許可の申請時に紫雲苑の窓口で徴収することと定められていることから、これまで使用料の徴収ができなかったことはございません。なお、無縁などにより葬儀を行う方がおられない場合においても各市町で対応されており使用料を納入いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 川岸議員。

○7 番（川岸真喜君） ありがとうございます。次に中項目の二つ目。予算書の18ページにつきまして、歳出の斎場管理費について質問させていただきます。

細項目の一つ目ですけど、需用費の中に燃料費がありまして、これは全員協議会におきまして灯油という説明

がありました。年間何リットルの使用を見込んでいるのか。また、納入業者はどこか。特定業者に限られているのか、毎年変わるのかという質問を書かせていただきました。世界的な原油高が続いておりますし、灯油なので相見積もりを取ってもあまり変わらないであろう物品と思われます。この燃料費を令和2年度の決算を見ますと720万円でした。令和3年度当初予算は880万円。今回は930万円と上がってきております。斎場の契約について資料を調べますと全て随意契約となっておりますので、毎年変わっているのか特定の業者なのか、どこの業者かお聞きしたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上林政信君） 燃料費のうち灯油の年間使用料でございますけど、令和4年度当初予算では、過去の実績等から年間8万8,152リットルを積算して計上しております。また、納入業者は多賀石油組合で毎年同じ業者でございます。

○議長（杉原祥浩君） 川岸議員。

○7番（川岸真喜君） ありがとうございます。次に細項目の二つ目ですけど、需用費の中の修繕料ですけど、火葬炉の設備修繕という説明が書かれております。業務の中心である火葬炉の耐用年数についてお聞きしたいと思います。使用中のものは現在何年目であるのかを質問させていただきます。今まで皆さんご質問されてます、新ごみ処理施設の建設を控えている

中で耐用年数について大変気になるところなので質問させていただきました。

○議長（杉原祥浩君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上林政信君） 火葬炉の耐用年数につきましては、NPO法人日本環境斎苑協会の統計資料によりますと全国の火葬場におきまして、これまでの更新実績により最終までの年数は平均20年となっております。しかし、火葬炉設備の技術革新や適切に維持することにより耐用年数の延長も考えられるものでございます。また、いま稼働中の火葬炉につきましては、平成27年7月から稼働しており現在7年目にきておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 川岸議員。

○7番（川岸真喜君） ありがとうございます。次に細項目の三つ目です。火葬業務の委託先は団体か個人かという質問ですけど、予算書18ページの委託料のところに休日等火葬委託業務、臨時火葬委託業務とありまして、合わせると1,060万円という大変大きな額となっております。その火葬業務の委託先についてお聞きします。

○議長（杉原祥浩君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上林政信君） 休日等火葬業務の委託については、三重県の日市市にありますイー・グループ有限責任事業組合と令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、長期継続契約を締結し火葬業務をしておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 川岸議員。

○7番（川岸真喜君） ありがとうございます。大変な業務に日々従事していただいておりますが、再質問になるのですが、この年末から年始にかけて大雪になりまして、国道から斎場までの道も他の場所と同様大変な大雪であったと思います。この大雪で火葬業務に影響があったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上林政信君） 国道307号線から紫雲苑まで約1.5kmの進上路があるのですが、そこにつきましては多賀町の役場の方で除雪をいただいております。また、紫雲苑の場内につきましては業者委託をしておりますが、1番目の火葬につきましては、迷惑がかからないように除雪が完了したところでございます。火葬の時間に遅れた方もおられましたが、時間延長をして無事火葬を終えられたところでございます。

○議長（杉原祥浩君） 場長、すいません。今の質問は、休日等や臨時の火葬のことを聞いておられるんじゃないかなと思うのですが。そのことについては、今の答弁でよろしいでしょうか。休日の業務委託で影響はなかったかということです。

紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上林政信君） 休日の業務につきましては、職員が2人しかおりませんので、休日に業務を委託し

ております。また、職員がどうしても休まないといけないときも委託をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） ありがとうございます。川岸議員、そういう質問でよろしかったでしょうか。

○7番（川岸真喜君） 大雪で業務が停滞しなかったのかという質問をさせていただきまして、十分理解させてもらいました。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（杉原祥浩君） 15番伊藤容子さん。

○15番（伊藤容子さん） では、私から新ごみ処理施設について、現在、1市4町でパブリックコメントを行っている基本計画との関係について諸々聞いていきます。

大項目1、新ごみ処理施設整備基本計画について。現在1市4町では、彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメントを実施していますが、その結果を受けた後に基本計画が正式に策定されます。そこで本計画が策定されることで、当組合の新ごみ処理施設整備基本計画がどのように影響されるのか伺います。

中項目1、彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画（素案）による影響は。

細項目1、ごみ処理量への影響を詳細に教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 現在、

1市4町でパブコメ中の彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画では、当圏域内で発生する燃やすごみ、燃やさないごみおよび粗大ごみについて、令和元年度実績から令和13年度までに15%削減する目標を掲げておられることから、新ごみ処理施設の供用開始を予定する令和11年度においては、12.5%の削減が必要ということです。この減量目標を達成するために、圏域住民一人ひとりが、現状から令和11年度までに減量していただかなければならない1日当たりの量に換算しますと、燃やすごみは81g、燃やさないごみは5g、粗大ごみは7gの減量に取り組んでいただく必要がございます。この減量目標を掲げていただいたことで、新ごみ処理施設で処理するごみ量は、その分少なくなるものと見込んでいます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） では、再質問です。この減量目標ですけど、そもそも滋賀県の廃棄物処理計画というのがあるんですが、これが今後令和7年までに4%削減ということで、計画されております。しかも、1市4町の今のごみの排出の実績値は、滋賀県の目標をすでに達成しております。そういう中で、滋賀県は今後4%の削減、既に滋賀県の目標を達成している1市4町が今後12.5%の削減をしていくのは、かなり厳しい計画ではないかなと思うのですが、それについて見解があれば伺いたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 1市4町における4%の削減達成ということでございますが、これに貢献されているのは彦根市における事業系の廃棄物で、6,000トン程度削減されたところが、大きなところかと思しますので、家庭からのごみの量というのは横ばいか微増傾向ということで、15%削減というのは、厳しく設定いただいたものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 分かりました。今の答弁でも広域行政組合として15%削減というのは非常に高い目標を設定したということが分かりましたし、私一議員としてもそう思います。

次に細項目2。災害廃棄物処理量への影響について見解を教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 国は、東日本大震災を教訓とし今後の廃棄物処理施設整備の在り方について、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場の能力を維持し、代替性・多重性を確保しておくことが重要であることを示しています。このことから、新ごみ処理施設の熱回収施設においては、通常の廃棄物処理量の10%に当たる量を、災害時の廃棄物を処理できる余力として加えた施設規模としてまいります。よって、減

量目標に合わせた施設規模とすることから、災害廃棄物の処理量にも影響するものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 再質問です。災害廃棄物量は元々ある計画の廃棄物処理の10%を目安にするということで、いまパブリックコメント中のやつで大幅な削減ということで、そもそものごみの量を減らすという数字に対しての10%ということなので、ごみの災害廃棄物処理量も大きく減っていくという認識と考えてよろしいでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今、おっしゃっていただいた大きくというものではございませんが、日量で2トンから3トン程度の処理できる量が減るということでございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 今、パブリックコメントでやっている素案の減量に対しても10%が災害廃棄物と考えても2トンから3トンしか現状の計画より減ることはないということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 日量で処理する通常のごみ量が減量によっても128トン程度となってまいりますと、その10%ですと12トンとなりますが、当初は14トンほどみていたこととなりますが、大きく減るというものではございません。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 災害廃棄物に関しても、県の方で災害廃棄物を各市町で処理すべき必要量が出ていますのでそれと乖離しないように、たとえば減量を一般廃棄物で頑張ったとしても災害廃棄物は私たちがいくら日常減量したとしても変わりませんので、しっかり市町が必要とする災害時の処理量をまかなえるように計画をお願いしたいと思います。

細項目3、その他の項目の影響について教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画では、容器包装プラスチック以外のプラスチック類についても資源化していく方針を示していただいております。このことから、現状で圏域内において焼却または埋立てされているプラスチック類を各市町がどのように回収されるか、例えば、現状彦根市では埋立ごみとして回収している硬質プラスチック類を容器包装プラスチックと併せて一括回収するのか、あるいは、現状のまま埋立ごみとして回収し施設内で埋立ごみの中からリサイクル可能なプラスチック類を選別するかによって、リサイクル施設内の各施設の規模が変わってくることとなり、維持管理経費にも影響してくることとなります。令和5年2月に予定する実施方針の公表においては、リサイクル施設の規模を示す必要がある

ため、それまでに各市町には、新ごみ処理施設供用開始後の分別区分や収集体制を決定いただき、新ごみ処理施設の供用開始までに住民へ周知いただくこととなります。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 再質問です。硬質プラスチックをどのように回収するかによって、今だと彦根市の場合におきますと埋立ごみということでは、月に1回回収してそのままルートにのっていくんですけど、これによって、容器プラと一緒に今でも容器プラは彦根市の場合、回収したあとプラスチックを6人くらいで分別で人手がかかっています。コストもかかっています。ここの本来の計画では全てを燃やすということをやっておりましたけども、分別をすることによってここの部分に人手が恒常的にかかってくる。コストがかかるということではよろしいでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 彦根市においては、容器包装プラスチックを分別収集しているということで、そこに硬質プラスチックを加えれば、あまり大きく収集体制は変わらないと思いますが、4町におきましては、容器包装プラスチックをどのようにするかによっては、収集日を1日設けるかたちになりますので、収集経費が大きく変わってくることもございます。また、焼却した場合は、分別に対する手間というのは施設側では人件費等

かかりませんが、プラスチック類を分別していくということで、そこにコストが必要になってくるということではございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 分かりました。減量することによって、分別することによって、規模の話ばかりが注目されていますけれど、それ以外に施設を大きくとらないといけないとか、人手がかかるというのが分かりました。

次に中項目の2、新ごみ処理施設の要件について。

細項目の1、ごみ処理施設の要件の変更について、基本計画からの変更はあるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画が定められることで、新ごみ処理施設整備基本計画で定められた処理方式を変更することはございませんが、先の角井議員の質問に対する答弁でも申しましたとおり、減量目標を反映させることで施設整備基本計画での容器包装プラスチックを資源化する場合の熱回収施設の施設規模、日量144トンが142トンとなり、施設整備基本計画よりも2トン規模が小さくなります。また、リサイクル施設の規模については、1市4町のごみ分別方法統一化等検討委員会での圏域内の将来ごみ量の推計を基に、施設規模を試算すると令和11年度の時点で日量42トンの施設が必要となりますが、粗

大ごみと埋立ごみの減量目標を反映させることで、日量 37 トンとなり、施設整備基本計画の日量 35 トンよりも 2 トン規模が大きくなります。ただし、現在は、容器包装プラスチック以外のプラスチック類を資源化する場合での施設規模について、現状の圏域内で焼却あるいは埋立てられているプラスチック類の量を改めて試算しているところですのでご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15 番（伊藤容子さん） たくさん説明いただいたのですが、容器プラの分別をすることでその部分が 2 トン少なくなるというのは理解できたのですが、あと、埋立ごみなどのお話があったと思うのですが、今のご説明の中に削減をパブコメで全てのごみの減量を 15% と掲げている中で、そもそもその容量に対して小さくするというお話は今の中にあつたのでしょうか。あつたのなら、どの部分だったのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 熱回収施設については、先の角井議員のご質問に対する答弁でも申しましたとおり、ごみの減量目標を持たない場合、日量 161 トン必要になるというところ減量目標を掲げていただいたところ、142 トンというかたちになるものでございます。ただし、粗大ごみと埋立ごみの減量目標をいただいておりますが、これは、リサイクル施設の規

模に関わってくるものですが、減量目標がない場合は、11 年度のところで、日量 42 トンという施設が必要と試算されておりますが、粗大ごみと埋立ごみの減量目標を半減させることで、日量 37 トンになるということでございます。これが、施設整備基本計画の 35 トンより 2 トン多いということでございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15 番（伊藤容子さん） ありがとうございました。確認です。今リサイクルのところ 42 トンが 37 トンというところは、先ほどのその他の影響ということで、施設規模に関して変わってくるというところに反映するというところでよろしいでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 減量目標を立てていただくことで、規模が小さくできるということでございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15 番（伊藤容子さん） 次にいきます。細項目 2、計画する処理量と実際のごみ搬入量についての見解は。他市の事例でごみ処理場で供用開始から間もなくごみの搬入量が計画どおりにいかず、処理できず年間通じてごみ処理を外部委託している事例があります。計画が実態と乖離し処理できなくなることは費用の面、環境の面から避けなければなりません。見解をお聞かせください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先の角井議員の質問に対する答弁でも申しましたとおり、これまでの圏域内住民の1人当たりの廃棄物量が微増傾向にあることから、15%の削減目標が達成されない場合、施設で処理しきれない廃棄物は民間で処理することとなり、その分、圏域住民の費用負担が増えることとなります。よって、各市町には新ごみ処理施設供用開始までに、より一層ごみの減量に向けた取り組みに努めていただく必要がございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 再質問です。計画通りにいかないと外部費用がかかると。今、彦根市は三つの焼却炉のうち二つが故障し、外部にごみを燃やしてもらうために2億円近く、12月末からかかるということで予算を議決しているのですが、自分のところで燃やすのに恒常的にごみを燃やしきれず、外部に頼るとするのは非常に費用がかかってくる話です。環境の面からもよくありません。このごみの量を決定する。炉の規模を決定するというのは改めてどこが決めるかたちになるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員、それは次の質問になるのかと思うのですが。

○15番（伊藤容子さん） すいません。細項目の3ですね。そういうことも含めて決定プロセスはどこになるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先ほどお答えしましたとおり、処理方式については変更するものではございませんが、施設規模については、一般廃棄物処理基本計画が策定され、減量目標および新ごみ処理施設でのプラスチック類の処理方式が確定すれば、各施設規模を決定していくこととなります。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 確認のための再質問です。ということは、パブリックコメントが1市4町で出されています。この広域ではなくて、1市4町で出されている計画量に基づいてはつきりと量が決まって、容器包装プラも分別というのが決まって、それに基づいた結果、広域で判断するのではなく、このパブリックコメントの量をもって炉の大きさ決定するというところでよろしかったでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 今、1市4町の一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメントが終了しまして、正式に一般廃棄物処理基本計画として作成された減量目標値とプラスチック類の処理の方式も決まってくると思いますので、そちらで判断させていただいて、当組合で施設規模を減量の目標に合わせたものにしていきたいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 住民の方々

が実際にごみの減量というよりも高齢者にとっては、もっとごみの捨て方をゆるくしてほしいというご意見があります。減量ではなく、もっと増やしてほしいという意見に対して広域行政としては。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。質問から大分離れてきました。質問の中にありませんので。

○15番（伊藤容子さん） 分かりました。ということで、非常に住民の方の心配するお声を広域行政の方々、理事者の方々にお伝えしたいと思います。

細項目の4、決定時期はいつなんでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 現在、プラスチック類を資源化することを想定し、施設規模の見直しをしているところですが、令和4年度に設置予定の事業者選定委員会では、施設規模を示す必要がありますので、令和4年9月までには施設規模を決定してまいりたいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） わかりました。決定したときは、議会に報告していただけるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 最終的な規模というところについては、令和5年2月に方針を出すのですが、それまでに機会をみて施設規模が決定したら報告させていただきたいと思っています。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） そうですね。施設に関して速やかに定例会ではなく、臨時議会でも開いて議員の意見を聞いていただきたいと思います。

次の中項目3、基本計画のスケジュールについて。

細項目1、現在の新ごみ処理施設建設の進捗状況を教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 現在、進めております事業として、環境影響評価については、令和5年7月頃には評価書を公告・縦覧できるものと見込んでいます。また、造成の実施設計については、基本設計での検討内容を基に、盛土高さや盛土の位置の変更、軟弱地盤対策に係る解析などを見直すこととなりますが、令和5年3月には完了する見込みであり、スケジュールどおりに進められています。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） それでは、細項目の2、供用開始時期に変更はないのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 現状においては、予定どおり令和11年度での供用開始を見込んでいます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 中項目の4、エネルギー利用計画について。

細項目1、熱利用計画について詳しく教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 新たなごみ処理施設では、ごみの焼却過程でのボイラー部で発生する蒸気を利用し、蒸気タービン発電機により施設内消費の電力を発電するほか、蒸気を直接、あるいは熱交換器で温水とすることにより施設内の暖房給湯などに使用します。余剰電力や熱については、可能な限り地域振興に活用することを考えており、現在、西清崎町自治会では余剰電力等の活用を含む、まちづくり事業プランの検討を進めていただいているところです。余剰電力の外部利用は、西清崎町自治会のまちづくり事業プランでの活用を優先しますが、可能な限り建設候補地周辺住民の地域振興となる利活用を検討していきたいと考えています。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 再質問です。余熱利用の検討ということで、彦根市でも1年くらい前に全庁で熱の利用についてヒアリングがあったと聞いております。今の説明だと、余熱の利用というのは給湯とか施設内の利用しかないのですが、地域への余熱の利用という話は全くなくなったのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先ほど答弁で申しましたとおり、地域での利活用ということで西清崎町自治会では余剰電力等の活用を含むまちづくり事業プランの作成を進めていただいているところですし、それ以外で

も可能な限り候補地周辺住民の地域振興となるような利活用ということで、彦根市とも今後協議を進めていくものでございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15番（伊藤容子さん） 再質問です。私が言っているのは、熱を電力として利用する、結局、電力として利用するのは、熱の利用の一つとして存じ上げているのですが、熱を熱として利用するという方法で余熱の利用と言っているのですが、その利用は1年前の庁内でいろいろヒアリングがあったと。例えばデイサービスのお湯に使えとか、そういうのが福祉部局から上がっているのが担当部局から聞いております。そういう、発電以外の熱の利用というのは全くないのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。その内容も2番になってくるかと思うんです。

○15番（伊藤容子さん） そうですね。エネルギー利用計画というのは、発電とエネルギー利用の2本立てをいつているわけですが、細項目1は熱に特化して聞いているんです。進捗状況というところはそういう意味ではそうなのですが、ただ、発電ではなくて余熱の利用について検討があるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 今、地元でまちづくり事業プランを作成されてますという答弁でしたので、それ以上の答弁はないかと思います。

○15 番（伊藤容子さん） そのまちづくりの中で、電力は分かりました。余熱の利用がないのかということを知っているだけです。

○議長（杉原祥浩君） 今、作成中と答弁されたので、それ以上の答弁はないと思います。

○15 番（伊藤容子さん） それは、検討の中に入っているということですか。ここが違うんです。発電としての熱のエネルギー利用ではなくて、熱の余熱の温水としての利用とかそういうのが検討されているのか、どうかというだけの話なんです。建設推進室長にお答えいただきたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 余剰電力などの活用ということで、などに熱も含んでいるということでございます。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15 番（伊藤容子さん） 余剰電力を使って、熱を電力に変えてその電力を使ってもう一度熱を作るという意味ですか今のは。

○議長（杉原祥浩君） 含まれるとおっしゃっているので入っているんです。次の質問に移ってください。

○15 番（伊藤容子さん） などとかというのではなく、具体的にどのようなことを検討されているのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 今、言われた答弁以上のものはないです。

○15 番（伊藤容子さん） では、ぜひ熱の利用を余熱の利用ですね。違いま

すよ。熱を使って発電をして発電を使って熱というのは、ものすごく効率がわるいんです。熱を熱として利用することも検討してほしいということで、それが含まれているということで、今回認識しましたので、具体的に実行で上がってくるのを待っています。

次に、細項目 2 です。熱利用を含めたエネルギー利用計画についての進捗状況を教えてください。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 余剰電力や熱の外部利用については、西清崎町自治会のまちづくり事業プランの協議が、コロナ禍により滞っていることから、現状では具体的な利用計画はございません。また、建設候補地周辺住民の地域振興となる利活用として、当該目的に沿った利用が可能な公共施設について彦根市に照会しており、回答いただいた中から、当組合として実現可能性が高いと考えられるものはリスト化しております。今後、西清崎町自治会とのまちづくり事業プランの協議を進めていくとともに、彦根市とは詳細な協議を進めたいと考えています。なお、余剰電力の売電収入は、施設の維持管理・運営費に充てますが、彦根市の公共施設での電力等の利用には、1 市 4 町の合意が必要と考えております。

○議長（杉原祥浩君） 伊藤議員。

○15 番（伊藤容子さん） 熱の利用についていま、滞っているということが分かりました。実際、エネルギー効率

と環境に優しいと何人もの議員がおっしゃっています。環境に優しいというのは、この規模を削減するだけではありません。出てきた熱をどのように利用するかも非常に環境に大切なことです。今、滞っていると言った、熱利用ですけど、実際に実行して環境の町1市4町に向けてエネルギー活用をこれからの時代作ってまいります。ぜひ、具体的案としてここの議案として出てくることを切に望みます。以上です。

○議長（杉原祥浩君） それでは、また1時間程度経ちますので、ここで暫時休憩をさせていただきます。

〔午後4時30分休憩〕

〔午後4時40分再開〕

○議長（杉原祥浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番西澤申明君。

○6番（西澤申明君） それでは、早速、大項目1の発注者支援業務1,379万円についてお尋ねをいたします。

まず、その内容についてですが、目的は予算概要書に書いてあることで理解できますが、発注者とは本組合という意味でしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 議員ご理解のとおり、発注者とは当組合のことでございます。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤申明君） 二つ目ですけど、事業スケジュールを見ますと、入札準備、公告等、入札公告（施設整備）とあり、契約のあとは引き続き地盤改良設計、地盤改良工事なども、この発注者支援業務が継続されるような図面になっています。この業務を組合自体が担うのではなく企業に委託するという意味だと見えますが、委託という形態で公正さが確保できるのか。その保証があるのか。この点についてお尋ねします。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 一般にごみ処理施設整備運営事業に係る発注者支援業務は、他の地方公共団体においても、廃棄物処理施設整備事業やPFIの事業方式に関する幅広い知識と経験、高度な専門能力を有する者に委託されていることから、当組合においても公正性の確保はできるものと判断しています。また、この業務で運営支援を行う学識経験者等で組織される事業者選定委員会の審議により、公平公正で透明性が確保された事業者選定が行えるものと考えています。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤申明君） 経過を見ても私は懐疑的に見えています。結局のところ基本計画策定から始まり、設計、設備実施設計、そして焼却炉・熱回収プラント運営まで1者が独占という形にならざるを得ないのではないかと、事業の公平性が確保できるのか大変

疑問を感じさせますが、いかがですか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 基本計画策定などのコンサル業務と施設整備と運営までを請け負う業務は、業種が異なり、これら業務を1者が独占することは考えられませんが、委託者の選定については、これまでと同様に適切な入札手続きにより行うことから公正性は確保できると考えています。

○議長(杉原祥浩君) 西澤議員。

○6番(西澤伸明君) これに関わって再質問ですけど、公正さ、透明さの確保の観点からも、新ごみ処理施設計画にはっきりと批判的見解を持っている学識経験者に公募で論文をもらったり、この発注者支援業務の業者選定委員会にそういう方に依頼をする必要があるかと思いますが、見解を再度お聞きします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 学識経験者につきましては、ここで事業が可能かどうかについて、環境影響評価の進捗状況なども加味しながら行っていただくということでありこの施設ができるかどうかについては、これまでも様々な議論をしてきたところで建設が可能だという判断をしておりますが、造成等の工事に係るこちらが示す手法についても適正かどうかは確認いただけるものだと考えておりますので、公正性は確保できるものだと考えております。

○議長(杉原祥浩君) 西澤議員。

○6番(西澤伸明君) 当組合に対しても2度の意見書を提出された科学的知見を発揮された学者がおられます。畑明郎さんですが、そういう方に依頼をする。はっきりと科学者としての見解を表明されて公正に運営をするということが大切だと思いますが、改めてそういう学者の方の選定はどうなのか、お尋ねします。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 現状では考えておりませんので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長(杉原祥浩君) 西澤議員。

○6番(西澤伸明君) ぜひ、そういう方の選定がいいかと思いますが、再度計画をお願いいたします。

次に、大項目2、新ごみ処理施設整備計画についてお尋ねします。大量生産、大量消費、大量廃棄という、資本主義経済のもと、新自由主義の経済社会が蔓延する中、加速したこのゆがみは、今、地球温暖化、気候危機の深刻な状況に直面しています。このような状況のもと、ごみ行政に私たちを取り組む姿勢として基本となる理念は、住民の皆さんの知恵と創意、工夫を集める、尊重するということではないかと思うんです。前任管理者が候補地選定に当たって繰り返し説明していたのは、住民の方から手をあげていただいたことを強調しておられました。その事実が現在も候補地を選定するに当たって、科学的知見、立地の安全性、

浸水想定地域、土砂災害危険区域などが見落とされている、ないしは、軽視されているのではないかと疑問が残っています。私は、この間、様々な角度から指摘されてきた二つのテーマで当局の見解を正したいと考えます。

中項目1、軟弱地盤改良対策についてであります。

細項目の1ですが、2日の全員協議会で施設を安定させる杭打ちについて質問したところ、地盤改良という分野ではなく、建物を安定させるためのものだから、施設建設費に含まれるとの説明をされたように聞こえましたが、実際はどうなのでしょう。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) ごみ処理施設の建築は、建築物の構造設計を含め実施設計および施工を一括で施設整備事業者が発注しますので、構造物を支えることとなる杭の構造設計等についても施設整備を請け負う事業者において、建築基準法を遵守できるように設定されるものとなりますので、施設整備費に含まれるものです。

○議長(杉原祥浩君) 西澤議員。

○6番(西澤伸明君) 再質問です。基本計画発表の段階で三つのパターンがありますが、約200億円。そういう金額の中に強固な杭打ちにすればするほど施設建設費が跳ね上がるように思いますが200億円の中に杭打ちの費用も入っているのか質問したいと思います。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 杭打ちについては、候補地によって長さが変わることになりますが、建設費用の中に含まれて見積りいただいているということでございます。

○議長(杉原祥浩君) 西澤議員。

○6番(西澤伸明君) 細項目2に移ります。軟弱地盤改良対策は、盛土の滑り対策と軟弱層の圧密沈下促進で、従来説明されてきた杭打ち工法は軟弱地盤の改良になると理解できるのですが、十分な安定するまでの沈下は供用開始まで、ましてや着工までに期待できないというのが専門家、畑明郎さんの指摘であり意見書なんですけど、ここはどうなのでしょう。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 敷地造成に伴う軟弱地盤対策としては、盛土の滑り対策とドレーンによる軟弱層の圧密沈下促進により十分な効果が発現されるものと考えており、サンドコンパクションパイル工法は実施しません。

○議長(杉原祥浩君) 西澤議員。

○6番(西澤伸明君) 畑氏の指摘があるんですけど、沈下には相当の年数を要して、不均等沈下になると指摘されています。施設の安全性はそれでも確保できると考えておられますか。

○議長(杉原祥浩君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 余盛だけでは長い沈下期間を要しますので、地下層に溜まっている水を抜く

ことで沈下速度を促進するという
ことですので、こちらは施設の供用開始
までに 10 c m の許容範囲というのが
ありまして、供用開始後に沈む深さを
10 c m までとなるよう整備をして
もらいますので、影響がないと考
えております。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 各地で軟弱地
盤の沈下状況が言われていますが、関
西空港は 10m 近く設置のときから沈
んでいると。大雨がきたら冠水する
というのが、日常化されています。そ
ういう点でも、海にある軟弱地盤と大
分違いますけど、そういう点では本
当に大丈夫なのかと思います。

それでは、3番に移ります。2日の
全員協議会で配布された想定地質断
面では、赤い矢印で「軟弱な層は、現
地表面から 32m から 34m までである」
と記されています。しかし、軟弱層は
基盤層と呼ばれる岩盤まで約 20m か
ら 30m 幾重にも分かれて続いています。
ですから、圧密沈下は図で示され
ている「地表面から 32m から 34m」
以下も進行し影響するのではありま
せんか。なぜ、岩盤までの中間層に沈
下に影響されない固い地層があると
判断されたのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 地表
34m 以下から岩盤までの間にも、比較
的柔らかい腐植土層や粘土層が混在
することから盛土荷重による圧密沈
下は進行するものと考えており、これ

らの土層も考慮して検討を行っています。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 今、言われま
したように情報公開の資料を見まし
ても、専門業者が行った地質調査。こ
れも地表から 32m および 34m 前後の
深度の地層に N 値 20 を超える固い地
層が確認できない調査結果になって
います。その点でも、私はその工法で
十分に圧密沈下が得られるようには、
思わないので、再度の検討が必要かと
思います。指摘をさせていただきます。

4番ですけども、建設予定地は荒神
山の麓で被圧地水があると指摘され
ています。荒神山に降った雨は長い時
間をかけて地下水となってしみ出し
てくる。これは歴然とした自然現象で
す。圧密沈下促進で対策を講じるとし
ていますが、常時水はしみ込み地盤の
軟弱性を除去できないのではないで
しょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 圧密
沈下促進工法は、盛土による荷重と地
中に設置したドレーンにより土の粒
子の隙間に含まれていた水が荷重を
受けることで地表へ押し出され、圧密
するため、再度水分が供給されたとし
ても戻る隙間がないことから、元の状
態に戻ることはありません。例えば、
水分を含んだスポンジを上から押さ
えて水分を抜いた後、押さえたままで
再度水分を供給しても元に戻らない
のと同じ原理です。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） これも畑氏の指摘ですけれども、被圧地水が湧き出る立地そのものが解決される工法があるのでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 水を抜いていくところは被圧水があるところより上部になりますので、被圧水を地表へ出してくるという工法ではありませんので、こういったことは一般的なやり方でございます。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） つまりこの図面が説明していますように 32mおよび 34mの間に固い層があるという設定そのものが、私は大変疑問だと思いますので、根本的な見直しが必要だと思います。

中項目2、気候危機に貢献するごみ減量計画についてであります。

1番のごみ減量計画については、以前から、各市町の任務だと回答されてきました。しかし、処理能力を設定するのは、当組合に課せられた重要な任務だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） ごみ処理施設整備の第1の目的は、公衆衛生の確保であり、安定的かつ衛生的にごみを処理することが最重要であるため、各市町が実現可能とされる減量目標に沿った施設規模となるよう、慎重に検討してまいります。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 処理施設を建設する上でも、1市4町の減量計画に組合として関わらざるを得ないというところで、減量目標それから施設の規模の縮小についても検討するように変わってきたと私は考えています。その点は、評価をしていきたいと思っています。

2番ですけど、新ごみ処理施設を稼働させるからには、CO₂排出を極力削減することが避けて通れない課題となることは、今や共通認識として確認できるのではないかと思います。令和元年に策定した新ごみ処理施設整備基本計画では5%削減、最近では15%削減を掲げるよう前進してきました。プラントの処理能力では焼却炉2基、147トンから140トンを表示されましたが、15%削減には届かず4.7%にしかありません。削減目標に消極的になるのではなく、気候危機打開は緊急で最重要の全人類的課題として位置付けるべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先の角井議員や伊藤議員のご質問に対する答弁でも申しましたとおり、現在のごみ量に対し、各市町が掲げる削減目標が達成されない場合、新ごみ処理施設で処理しきれない廃棄物は、民間で処理することとなり、その分、住民の費用負担が増えることとなりますので、ご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 当議会の会議

時間は、当組合議会会議規則第 36 条の規定により、彦根市議会会議規則第 9 条の例によって、午前 9 時から午後 5 時までであります。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

それでは、西澤議員。

○ 6 番（西澤 伸明 君） 先ほどの答弁の中で、日量 161 トンを基準に 15% 削減をして 142 トンにされたと聞きましたが、161 トンというのはどこにも現れてこないのですが、何を基準にして 15% 削減を掲げるようになってきたのか再度説明をしていただきたいと思います。

○ 議長（杉原 祥浩 君） 建設推進室長。

○ 建設推進室長（杉山 暢基 君） こちらの数値については、1 市 4 町のごみ分別方法等統一化検討委員会で示されたものでございますので、それを基に試算して 161 トンが令和 11 年度では必要ということでございます。

○ 議長（杉原 祥浩 君） 西澤議員。

○ 6 番（西澤 伸明 君） 今、パブリックコメントで求めている計画の 16 ページに 1 市 4 町のごみの発生量が平成 24 年から令和元年までの実績値が書かれています。その中の、どこにも 161 トンというのはありません。一番高いので、平成 25 年度の 5 万 7,089 トンを 365 日で割っても 161 トンにならないのです。どこから 161 トンが出てきたのか改めて示していただきたいと思います。

○ 議長（杉原 祥浩 君） 建設推進室長。

○ 建設推進室長（杉山 暢基 君） 一般廃棄物処理基本計画につきましては、1 市 4 町で策定されているものでありまして、そこで 161 トンという数値が示されていないのかは、こちらでは存じ上げないのですが、現状すう勢として令和元年度のごみ処理量を最新実績として過去 5 年のデータを基にごみの量を各市町の総合戦略の人口ビジョンの将来推計で試算されたところ、ごみの量が令和 11 年度では、当初の推計より減っていないという試算をされているものでありまして、それを基に試算されたのが 161 トンということでございます。

○ 議長（杉原 祥浩 君） 西澤議員。

○ 6 番（西澤 伸明 君） どちらにしても、161 トンを基準にして 15%。けれども、令和元年を基準にないしは、基本計画が策定された平成 28 年度を基準に 15% 削減しても、かなりの大きな減量計画。そして、施設の縮小ができると思っています。その点でも、改めて見直しが必要だと思っています。

次に 3 番ですけれども、減量目標は設備規模そして財政出動・住民負担の大幅削減とも直結します。施設規模の約 200 億円を 100 億円とすることができ、少なくとも彦根市や甲良町の財政危機打開の一助となります。もともと 200 億円の施設計画は過大すぎると見込まれるため、さらなる規模縮小に取り組むことが可能だと考えますがいかがですか。

○ 議長（杉原 祥浩 君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先の答弁でも申しましたとおり、減量目標が達成されない場合、新ごみ処理施設で処理しきれない廃棄物は、民間で処理することとなり、その分、住民の費用負担が増えることとなります。新ごみ処理施設において、安定的かつ衛生的にごみを処理するためには、各市町が実現可能とされる減量目標に沿い、可能な限り規模を縮小したいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 減量目標が達成していけるプロセスと具体的な作戦は、まさにこれからだと思いますし、これを実行していく行政庁のリーダーシップは後で述べていく中身になっていきますのでよろしく願います。

4番に移ります。徳島県上勝町のよう
にゼロウエストを目指し、ごみ削減を進めるには政治・行政の責任が重要であるとともに住民と事業者の協力が欠かせません。そのためには1市4町首長の強いリーダーシップが求められますが、この点、管理者と副管理者はそれぞれの行政庁を兼ねておられるのでその決意が大事だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 議員のおっしゃるとおり、ごみ減量を進めるには、住民と事業者のご理解とご協力がなくては進まないものでございます。現在、1市4町でパブコメ中の

一般廃棄物処理基本計画では、各市町の燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみを、令和13年度までに令和元年度ベースから15%削減する目標を掲げております。これまでも各市町では、ごみ減量に向けた様々な施策に取り組んでいただいておりますが、現状においてごみ量は、横ばい、あるいは年々微増している傾向にあり、この15%削減の目標を達成するためには、住民と事業者、行政が一丸となってごみ量の削減に取り組み、様々な手法を用いてご理解とご協力を得ていく必要があると考えております。また、行政職員よりも住民と近い立場におられる議員の皆様におかれましても、様々な機会でごみ減量に対する周知・啓発にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 4番に関連しますが5番に進みます。目標が明確に定まってこそ、具体的作戦・戦術が明確に豊かに発展します。3Rのうち、とりわけ重要なものがリデュースとリユースです。温暖化防止の世界の大きな流れの中、昨年6月にプラスチック資源循環促進法が成立し、今年4月から施行されます。近年プラスチックの生産、活用が社会経済のほとんどの分野で広がり、海洋汚染も深刻になる中、CO₂削減とも合わせ現政府でさえ取り組まざるを得ない状況です。管理者・副管理者は各市町のトップリーダーでもあり、まずは半減目標を宣言

する機は熟しているのではと考えますが、見解を求めたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 海外の先進国では、日本の倍程度の一般廃棄物が排出されている国も多く、日本の生活水準や生活様式を基準に考えると、海外ではごみを半減する余地があるものと考えられますが、日本は、ごみの減量に対する意識が高く、一人当たりの一般廃棄物の量は、先進国の中ではかなり低い水準にあります。このようなことから、当圏域における一人当たりのごみ量を現状から半減することは、かなり難しいものと考えますことから、今後各市町では、令和13年度までに15%、令和11年度の時点では、12.5%の削減に向けた取り組みを住民、事業者、行政、そして議員の皆様と一丸になって実施いただく必要があると考えています。現在、パブリック中の1市4町の一般廃棄物処理基本計画では、CO₂削減と資源循環の促進を目的とし、新ごみ処理施設供用開始に合わせ、容器包装プラスチック以外のプラスチック類についても、資源化する方向性が示されています。また、新ごみ処理施設での熱回収施設では、ごみの焼却過程でのボイラー部で発生する蒸気を利用し、蒸気タービン発電機により施設内消費の電力を発電するほか、蒸気を直接、あるいは熱交換器で温水とすることにより施設内の暖房給湯などに使用し、CO₂削減に努めてまいります。よって、新

ごみ処理施設を供用開始することで、現状の圏域におけるごみ処理施設を起因とするCO₂排出量からは、大きな削減となりますので、ご理解願います。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） この点では、行政、住民、議会、そして企業にも努力が必要だと思います。具体的作戦や戦術については、いくつか上がっています。それは、一つに生ごみの処理をどうするのか。昨今のごみの量の約半分は、生ごみだと報告を聞いていますし、紙おむつの普及と高齢化が進んでいます。この点でも、水分の多いごみをどのように減らしていくのか。具体的な作戦が必要だと思います。その点でも不確定な要素、それから、これからの取り組みにかかっていると思いますが、人類の英知を集めれば不可能ではないと思っています。その点でも、ぜひリーダーシップを発揮していただきたいですし、和田管理者にこの問題についてはリーダーシップをどのように発揮されるのか、決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉原祥浩君） 管理者。

○管理者（和田裕行君） 先ほど、角井議員の答弁でも申し上げましたとおり、現在、管理者会ではしっかりと取り組んでおります。一つ同じ方向なんですけど、分けて考えないといけないのが、ごみの減量と同時に県はより踏み込んだCO₂の削減を打ち出されております。国よりも一歩進んだ、C

CO₂の削減を打ち出されておりますので、減量とともにCO₂の削減。ほぼ重なるのですが、やはりこれは進めないといけない。そうした中で、我々は今後プラスチックの分別というところに舵をきり、CO₂の削減の取り組みを皆さんと協力して進めているところでございますし、先ほどありました生ごみの問題です。これもやはり、プラスチックごみを減らす中で燃料としての役割も一定果たしていたことから、水分を十分削減しなければならない。ところが、各家庭ではそこまでは、なかなか難しい。今後、西澤議員がおっしゃった英知を結集してより簡易に水分をきる方法であるといった取り組みは、既に管理者会ではどうしたら減らせるかという研究はしておりますが、今後も一層の研究を進めより先進的な方法を取り入れてごみの減量には取り組んでまいりたいと思います。おむつの問題は私、意識したことがございませんでしたので、どうやって水分を減らすかは非常に難しい問題だと思いますが、その点につきましても今後研究を重ねてごみの減量に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 確かにそうですね。それぞれの家庭、私のところもそうですが、紙おむつを大量に使わねばならない家族がおります。そういう点でも、今後の研究に期待したいですし、そのことが進んでほしいと思

います。今の決意を議会と行政と住民の方々と共有できるように協力をしていただきたいと思いますし、私も微力ですが、れども役割を果たしていきたいと思っています。

6番に移ります。施設規模を大幅に縮小すれば、処理場の設置位置の選択肢が広がると思います。例えば現在地で、また彦根市と4町の2か所体制も不可能ではなくなります。それぞれの市町でゴミ問題に、減量に責任を負えるものと考えますが、この点見解を伺います。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 熱回収施設については、焼却炉の規模が半分になったとしても、炉の大きさが半分になるものではなく、また、焼却炉を動かすための各種設備等について、焼却炉の大きさに関係なく、同様のサイズとなる設備が多く、建物自体が大幅に小さくなるものでもございません。また、施設の管理・運営には多くの人員が必要ですが、施設規模が半分になったとしても、設備的には同規模のものが必要となり、人員が半分で済むというものではありません。よって、当圏域において、彦根市と4町が分かれてゴミ処理を行うこととし、1市4町広域でゴミ処理を行う場合と比較すると、施設整備費については、4町で整備する場合は、国の補助がないこともあり、莫大な費用が4町の負担となります。また、維持管理・運営に係る費用については、スケールメリット

がなくなることから、費用が増額することとなります。さらに、4町で熱回収施設を整備しようとしても、ごみ量が少ないことから、安定した発電が難しいと考えられ、CO₂削減に寄与できない可能性があります。これらのことから、当圏域においては、今日まで取り組んできた1市4町の広域で新ごみ処理施設の整備を進めていくべきと考えております。なお、ごみの減量については、減量目標が達成されない市町があれば、その分、民間での処理が必要となりますので、目標が達成できない市町については、何らかの費用負担の検討も必要かと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 畑氏は様々な試算を基に規模縮小をして野瀬町での建て替えの助言をされました。減量計画や処理能力そして立地条件など正面から今立ち止まって、検討、見直しが今求められていると思いますので、この点改めて回答をお願いしたいのですが。

○議長（杉原祥浩君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） これから、建設候補地の見直しをかけて新たな所で整備をし直していく場合、ごみ処理施設の供用開始が何年も先になり、そうすると1市4町の住民の方が負担する費用が増大することになりますので、新たな場所で施設を検討するということとはできないものと考えております。

○議長（杉原祥浩君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 供用開始まで今から試算しても7年あります。7年間で大きく世界も日本も地域も変わっていきますし、変わらねばならないと思いますので、改めてこういう意見を信頼して検討を重ねていただくことを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉原祥浩君） 以上で事前通告があった質疑ならびに一般質問が終了しましたので、議案第1号および議案第2号に対する質疑ならびに一般質問を終結いたします。

日程第7 議案第1号および議案第2号（討論、採決）

○議長（杉原祥浩君） 次に、日程第7、議案第1号および議案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原祥浩君） では、暫時休憩をいたしまして、討論の発言順位を決めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

〔午後5時20分休憩〕

〔午後5時25分再開〕

○議長（杉原祥浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、原案に反対の5号角井議員。

○5番（角井英明君） 議案第2号

2022 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の反対討論です。反対の理由は質問でも述べたように、環境アセスメントの最中に造成等実施設計業務や発注者支援業務に予算がついていることです。環境アセスメント学会顧問の原科幸彦さんは、鹿児島県西之表市馬毛島の自衛隊基地整備計画に関わって、環境アセスメントが終了して事業確定する前に関連事業に公費を支出するのは、許されるのかと述べています。西清崎地先での施設整備計画は、環境に甚大な影響を与えないと確定して、はじめて具体的な施設整備に取りかけられるのだと思います。現在世代だけでなく将来世代へも配慮するのが環境アセスメントの目的の一つです。環境アセスメントを終えた後に適切な評価を下すことが、最優先されるべきであって、アセスメント途中の事業の推進は、環境への配慮が何よりも大切になっているなかで、認めることができません。

反対の二つ目の理由は、発注者支援業務として 1,397 万円の予算がついていることです。今年度だけでなく、23 年から 24 年にかけて 2 年間の債務負担行為として 2,592 万 7 千円を計上されていることです。発注者支援業務とは、官から民への流れと、官公庁の人員不足を背景に東日本大震災以後から増加している業務だということです。震災の復興作業やインフラ老朽化整備工事を中心に民間会社が建設コンサルタント業務として行うも

のです。今、進められている新ごみ処理施設整備計画は未だに大量生産、大量消費、大量廃棄を前提にしているように感じます。その上にたった、広域化での施設整備。そこで、必然的に生まれてくる発注者支援業務だと思います。これでは、業界関係者が計画、施工、管理運営を握ってしまい、自分達が出したごみは、自分たちが処理するという住民自治や行政としての力量も育っていかないと考えます。求められるのは、地域住民がごみの減量に取り組み処理施設の小型化に向け、共同して一步を進めることだということを付け加えて反対討論とします。

○議長（杉原祥浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番堀口議員。

○2 番（堀口達也君） 新ごみ処理施設建設事業を含む議案第 2 号 令和 4 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算について、大きく 3 点の理由から賛成討論をいたします。

最初に、候補地である西清崎が建設地として適切かどうか判断するために引き続き調査が必要な点です。環境アセスメントに関しては、環境に及ぼす影響、騒音に関する調査は大方完了しているそうですが、今後は、オオタカ等の猛禽類の繁殖に影響がないか引き続き調査を行うことや、公表に向けて調査結果をまとめる必要があります。また、軟弱地盤対策については、造成費に約 24 億円を使い盛土の滑り対策や、盛土の荷重により水を抜く圧

密沈下促進を行うことで、軟弱地盤にも十分対応できることが示されました。今後は、実施設計を行うことで、詳細な費用等を算出する必要があります。このように、荒神山の動植物の保全、自然環境に配慮し、整備を進める方法、地盤改良、軟弱地盤に対する盛土の最適な方法など、慎重かつ丁寧な調査を引き続きお願いしたく思います。

続きまして、発注者支援業務、事業者選定委員会の設置が遅れると、新ごみ処理施設の供用開始時期がずれ込む点です。発注者支援業務は、今後、公募するコンサルが中心になって選定委員会に必要な資料や、プラントメーカーにヒアリングするための資料の作成などを行うために必要な事業です。また、事業者選定委員会は、学識経験者から構成され入札のためのプラントメーカーに実施方針を示す必要があります、これが遅れると建設開始時期も同様にずれ込みます。そのため、本予算に含まれる発注者支援業務ならびに事業者選定委員会の早急な設置が必要です。

最後に、彦根市の清掃センターの焼却炉の故障による将来にわたる懸念事項がある点です。こちらは、現在、彦根市の清掃センターは、焼却炉2基が故障し、伊賀市までごみを搬出しており、数か月で約5,900万もの排出費用がいり、今後も、焼却炉のメンテナンスや修理の懸念等がございます。そのため1市4町の皆さんの協力のもと、

と、新ごみ処理施設の供用開始を実現する必要があります。

以上3点の理由から議案第2号令和4年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算について、多くの議員の賛同をお願いし賛成討論といたします。

○議長（杉原祥浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

6番西澤議員。

○6番（西澤伸明君） まず、議案第1号の補正予算について反対の意見を述べます。この補正予算については、造成等実施設計業務の債務負担行為が計上されて、増額が530万円程になるのですが、このことが入っていることの1点で反対の意見を述べさせていただきます。

そして、議案第2号ですけど、予算書には、歳入面で均等割り20%であり、住民一人当たりで割りますと、彦根市が1に対して犬上3町は2となり、全く平等ではありません。この改善がやはり必要であります。また21ページ、新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会に21万6千円。また、22ページ造成等実施設計業務3,164万7千円。さらに、発注者支援業務に1,397万円が計上されています。当組合の新ごみ処理施設整備計画について候補地が建設地に決定されていない段階で、建設地を特定し、または、施設の稼働を前提とした予算が計上されていることに、大きな違和感を持つとともに、関係住民の理解は到底得

られないのではないかと考えます。これらの予算を予め計上するのは、建設地を特定しない段階でも、速やかに次のステップに進めるためだと説明されてこられました。しかし、ごみ処理広域化における建設地や規模などの住民合意は整っていないと考えますし、未解決問題、不確定要素、不安材料が山積しているのが、実態ではないでしょうか。浸水想定地域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩危険箇所の五つの危険が重なっております。その上軟弱地盤は、特別に避けるべき立地条件と専門家に指摘をされています。こうした状況下で造成工事等実施設計業務の予算を承認することは、まさに実質的に西清崎、荒神山の麓を建設地として承認することに等しいものと考えます。当組合議会は畑氏が提起された各種の危険地域の問題や施設規模のこと、また、ごみ減量計画など詳しい議論が尽くされたとは考えられません。また、施設建設だけで、約 200 億円の計画です。我が甲良町の負担は施設建設だけで、約 11 億円となります。野瀬町長は先日、財政危機宣言を発表したばかりであります。その上、用地取得、軟弱地盤対策、施設の基礎を強化する杭打ち、アクセス道路新設など、予想もつかない莫大な税金を投入する、巨大プロジェクトであることを強調しなければなりません。さらに、稼働後も運転コスト、管理費、修理費など約 30 年間住民の懐にのしかかっ

てきます。新ごみ処理施設整備計画のセカンドオピニオンとして専門家を参考人として招致し問題点を掘り下げる議論が必要ではないでしょうか。ある関係住民は、明日締切のパブリックコメントで次のように述べられています。その一部を紹介します。「これらの費用が分からないまま計画が進めばさらに 100 億円を超える予算が必要になる可能性がある。これでは、今でも財政赤字を抱え逼迫している 1 市 4 町の予算をさらに破綻に追い込むことになります。一部の企業や一部の人にそのお金がまわり、そのつけが住民にまわってきます。本当にこれでいいのか。議会も行政も立ち止まって真剣に考えるべきです。自治体がごみの大胆な減量計画をたて、住民と行政と企業が協力してそれを実現すれば、1 日 144 トンものごみを処理する大型ごみ処理施設を造らなくてもすみ、建設予定地を含む計画の見直しが可能になるのです。」中略をして、「仮にごみを半減すれば施設の規模は半分ですみます。ごみを大胆に減らせば二酸化炭素などの排出を減らし地球温暖化の防止に貢献できます。地球温暖化は異常な豪雨、豪雪、台風、猛暑、森林火災、砂漠の広がりなど気象危機をもたらしているといわれています。このままでは、後戻りできなくなると科学者が警鐘を鳴らしています。」以上です。

最後に、荒神山東麓を建設地と決定する 3 号議案の提出を諮ったことに

ついて次の点で反省を求めたいと思います。まずは、環境アセスメントの最終結論が出ない状態でアセスメントの趣旨、信頼性を疑わせる行為となっています。従来当局が明らかにしてきたアセスメントが終了するまで建設地とすることはできないとの公式表明を破ることであり住民合意を軽視することと他ならないと考えます。議会の対応も一言述べておきたいと思います。環境アセスメントが終了するまでこの建設地決定地議案を出してはならないと行政の監視役に徹することに改めて求めて討論を終わらせていただきます。

○議長（杉原祥浩君） これより、議案第1号および議案第2号について、各議案ごとに採決を行います。

それでは、まず、議案第1号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉原祥浩君） ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第1号 令和3年度（2021年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和4年度（2022年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉原祥浩君） ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第2号 令和4年度（2022年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

これにて、令和4年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆様、ご苦勞様でございました。

午後5時41分閉会

会議録署名議員

議 長 杉 原 祥 浩

議 員 竹 内 薫

議 員 西 澤 博 一

全 員 協 議 会
(2 月 1 4 日)

令和 4 年 2 月 14 日(月曜日)

午後 2 時 00 分開会

午後 2 時 01 分閉会

○議長(杉原祥浩君) 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、今定例会の開会に当たり、管理者より挨拶をお願いいたします。管理者。

○管理者(和田裕行君) 皆さん、こんにちは。

令和 4 年 2 月組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から当組合の管理運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は、ご多用の中ご出席を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の定例会は、令和 3 年度(2021 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 3 号)および令和 4 年度(2022 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の議案を提案させていただくものでございます。

何卒、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。甚だ、簡単ではございますが、開会に際しての挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長(杉原祥浩君) ありがとうございました。